# 山中湖村国土強靱化地域計画

# 山梨県 山中湖村 令和3年3月



# 目次

はじ	めに	1
第1章	章 国土強靱化地域計画の策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨	2
2	基本計画との関係	2
3	計画期間	2
4	計画の位置付け	3
第2章	章 山中湖村の環境を取り巻く現状	4
1	人口の現状	4
2	雇用や就労等の状況	6
3	山中湖村に関連する災害履歴	8
第3章	章 計画の基本的な考え方	9
1	基本目標	9
2	事前に備えるべき目標	9
3	対象とする災害	9
4	起きてはならない最悪の事態	10
5	計画の施策体系図	12
6	施策の重点化	13
第4章	章 施策の推進	19
1	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	19
2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	57
3	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	91
4	施策分野ごとの推進方針	129
第5章	章 計画の推進にあたって	159
1	庁内各課及び関係機関等との連携による施策の推進	159
2	計画の達成状況の点検・評価	159
3	SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた取組	160
資料網	編	161
Ħŧ	新 <i>和</i> 新	161

# はじめに

我が国では、平成23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災によって不測の事態に対する 国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなった教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の 実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号。以下「基 本法」という。)を制定しました。この基本法の基本理念では、国土強靱化に関する施策の推 進や大規模自然災害等に備えるためには、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の 総合的・計画的な実施が重要であるとされています。

また、地方公共団体の責務としては、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的・計画的に策定し、実施する責務を有する」とされ、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(国土強靱化地域計画)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

山梨県では、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模自然災害に対する備えが課題となっていることから、インフラ等の長寿命化・耐震化の促進、富士山の火山ハザードマップの整備、河川整備の推進、災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進などに取り組むため、令和2年3月には「山梨県強靭化計画」を改訂し、国土強靱化に関する施策の計画的な推進を図っています。

このような状況を踏まえ、山中湖村においても、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火などを想定し、地震対策、火山対策、また近年多発する豪雨による風水害、更には令和2年から猛威を振るっている新型コロナ等疫病対策など、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた取組を推進するための「山中湖村国土強靱化地域計画」を策定します。



1

# 第1章 国土強靱化地域計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国では国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が定められました。

この基本法に基づき、県では、「山梨県強靱化計画」を策定しており、本村においても国や 県の計画に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と 「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた総合的な取組を推 進します。

# 2 基本計画との関係

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、計画策定にあたってはこの点に留意しています。

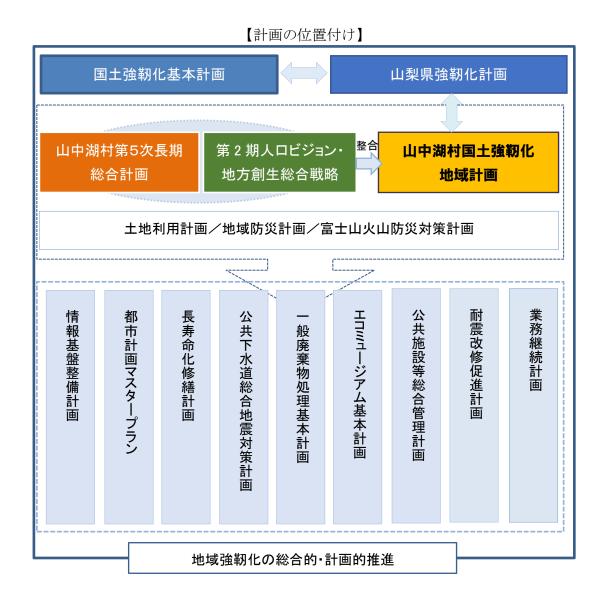
# 3 計画期間

「山梨県強靭化計画」と同様に、本計画の計画期間を5年に設定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度~
本計画						
次期計画					見直し	

# 4 計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化の観点から、本村の地域防災計画をはじめとする様々な防災分野の計画等の指針となるものです。



3

# 第2章 山中湖村の環境を取り巻く現状

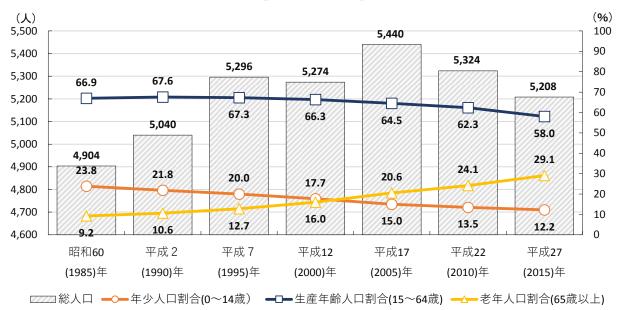
# 1 人口の現状

### (1) 人口の推移

本村の人口は、平成 17 (2005) 年までは増加傾向にありましたが、平成 22 (2010) 年から減少に転じています。平成 17 (2005) 年には 5,440 人であった人口が、平成 27 (2015) 年には 232 人減少し、5,208 人となっています。

年齢 3 区分別人口割合の推移をみてみると、年少人口( $0\sim14$  歳)の割合は減少傾向で推移しており、平成 27(2015)年には 12.2%となっています。生産年齢人口( $15\sim64$  歳)の割合は平成 12(2000)年までは 6 割台後半で推移していましたが、徐々に減少し、平成 27(2015)年では 58.0%と 6 割を下回っています。老年人口(65 歳以上)の割合は平成 17(2005)年には年少人口割合を上回り、平成 27(2015)年には 29.1%となっています。

### 【総人口の推移】

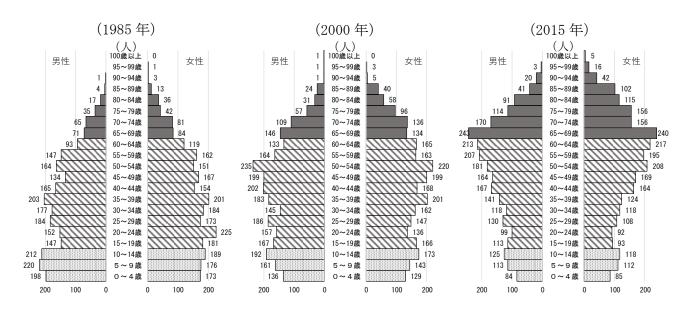


(資料:国勢調査)

### (2) 男女別・年齢別人口構成の推移

男女別・年齢別人口構成の推移をみると、昭和60 (1985) 年は老年人口 (65 歳以上) に比べ、それを支える生産年齢人口 (15~64 歳) が多いピラミッド型を形成していましたが、平成27 (2015) 年では65~69 歳の人口が最も多くなっており、年齢が下がるにつれて人口が少なくなっていく壺型へと移行しています。

### 【男女別・年齢別人口構成】



(資料:国勢調査)

(人)

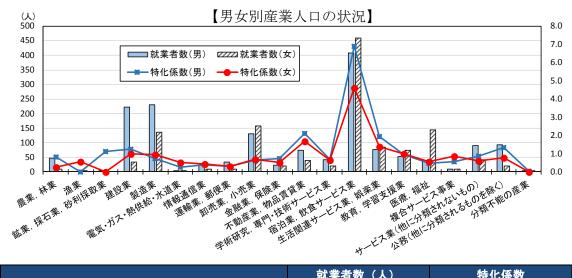
	昭和 60 (1985) 年	平成 12 (2000) 年	平成 27 (2015) 年
総人口	4, 904	5, 274	5, 208
年少人口(0~14歳)	1, 168	934	637
生産年齢人口(15~64歳)	3, 283	3, 498	3, 021
老年人口(65 歳以上)	453	842	1, 514

# 2 雇用や就労等の状況

### (1) 男女別産業人口の状況

男女ともに「宿泊業、飲食サービス業」への就業者が最も多く、次いで、男性は「建設業」、「製造業」、女性は、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の順となっています。

特化係数は、男性は「宿泊業、飲食サービス業」(6.9)、「不動産業、物品賃貸業」(2.1)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.9)、「建設業」(1.3)、「公務(ほかに分類されるものは除く)」(1.3)、女性は、「宿泊業、飲食サービス業」(4.6)、「不動産業、物品賃貸業」(1.7)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.4) となっています。



	就業者数(人)		特化係数	
	男	女	男	女
農業,林業	48	10	0.8	0. 2
漁業	_	1	0.0	0. 5
鉱業,採石業,砂利採取業	1	ı	1. 1	0.0
建設業	222	34	1. 3	1.0
製造業	230	135	0. 7	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	0. 3	0. 5
情報通信業	23	9	0. 4	0.4
運輸業,郵便業	33	9	0. 3	0.3
卸売業,小売業	131	157	0. 6	0. 7
金融業,保険業	22	20	0. 7	0. 5
不動産業,物品賃貸業	74	39	2. 1	1. 7
学術研究、専門・技術サービス業	42	21	0. 7	0. 7
宿泊業、飲食サービス業	407	460	6. 9	4. 6
生活関連サービス業、娯楽業	76	84	1. 9	1.4
教育,学習支援業	53	75	1.0	1.0
医療,福祉	39	143	0. 5	0. 5
複合サービス事業	8	8	0. 6	0. 9
サービス業(他に分類されないもの)	89	41	0. 9	0.6
公務(他に分類されるものを除く)	93	21	1. 3	0.8
分類不能の産業	3	1	0. 0	0.0

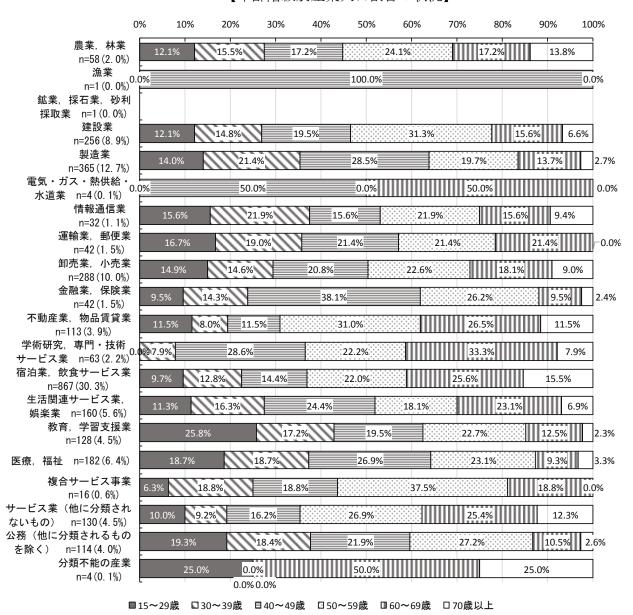
(資料:国勢調査)

### (2) 年齢階級別産業人口割合の状況

「農業、林業」では、人数はあまり多くありませんが各年代に分かれています。

「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業,物品賃貸業」では60代以上の割合が高くなっています。一方、「教育,学習支援業」、「情報通信業」、「公務(他に分類されるものを除く)」では、30代以下の割合が高くなっています。

### 【年齢階級別産業人口割合の状況】



(資料:国勢調査)

# 3 山中湖村に関連する災害履歴

本村に関係する災害の履歴は下記のとおりとなっています。

### (1) 地震(明治以降)

- 1891 (明治24). 12. 24 山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6. 5)
- 1918(大正7). 6.26 神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)
- 1923(大正12). 9.1 関東大地震(M7.9 甲府震度6)
- 1924(大正13). 1.15 丹沢地震(M7.3 甲府震度6)
- 1944(昭和19).12.7 東南海地震(M7.9)
- 1983(昭和58). 8. 8 山梨県東部を震央とする地震(M6.0)
- 1994(平成8).3.6 山梨県東部地震(M5.8河口湖震度5) 山中、平野地区数棟罹災 逆断層型
- 2011(平成23).3.11 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(M9.0)
- 2011(平成23).3.15 静岡県東部を震央とする地震 (M6.4)

### (2) 富士山火山噴火(文献)

- 781 (天応1). 7. 6 富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる(続日本紀)
- 800 (延暦19). 3.14 富士山が噴火する (日本紀略)
- 802 (延暦21). 1. 8 富士山の噴火が甲斐・駿河両国より報告(日本紀略)
- 864 (貞観6). 5~ 富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める(日本三代実録)
- 937 (承平7).11) 富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する(日本紀略)
- 1032 (長元5).12.16 富士山が噴火する(日本紀略)
- 1083 (永保3). 2.28 富士山の火山活動が記録される(扶桑略記)
- 1707 (宝永4).11.23 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)。11月23日 より12月8日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、 あるいは7尺8尺、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禅庵小年代記)

### (3) 豪雨·豪雪(明治以降)

- 1898(明治31).9.6~8 県下大水害 死者150人
- 1907(明治40). 8. 22~29 県下大水害 死者233人、家屋全壊・流出5, 767戸
- 1910(明治43).8.2~17 県下一面大洪水 死者24人
- 1912(大正1). 9. 22~23 台風 死者54人、家屋全壊2,601戸
- 1922(大正11).8.23~26 台風 死者55人
- 1934(昭和9). 9. 18~21 室戸台風 死者13人、全壊・流失家屋507戸
- 1935(昭和10).9.21~26 前線と台風 死者39人
- 1936(昭和11).9.26~27 前線と低気圧 死者22人
- 1945(昭和20). 10.3~11 前線と台風 死者・行方不明36人、全壊・半壊家屋256戸
- 1959(昭和34).8.14 台風7号 死者90人
- 1959(昭和34). 9.26 台風15号(伊勢湾台風)死者15人
- 1966(昭和41). 9.25 台風26号 死者175人
- 1982(昭和57).8.1~3 台風10号 死者7人
- 1991(平成3).8.20~21 台風12号等 死者・行方不明8人
- 1998(平成10).1.8~16 県下に3回にわたり大雪、14日~16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人
- 2014(平成26). 2.13~15 観測史上最大の降雪、最深積雪甲府114cm、河口湖143cm、山中湖 163cm、死者5人、家屋全壊13棟

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、

基本目標1 人命の保護が最大限図られること

基本目標2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

基本目標3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

基本目標4 迅速な復旧復興

を基本目標として設定します。

# 2 事前に備えるべき目標

- (1)直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3)必要不可欠な行政機能を確保する
- (4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5)経済活動を機能不全に陥らせない
- (6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

# 3 対象とする災害

本村の地域特性を計画の対象とする災害を下記のように設定します。

地震(巨大地震を含む) 風水害

土砂災害 液状化

火山噴火暴風雪・雪害

複合災害

# 4 起きてはならない最悪の事態

本村では、4つの基本目標と8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定しました。

	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
		1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定
			多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火 災による多数の死傷者の発生
1	<b>せたかと 目 1.77日7</b> せ ル		家雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸
1	直接死を最大限防ぐ	3	水
		4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
			交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行
		1	き渡らない事態
		2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		3	救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の
			被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療
	   救助・救急、医療活動等が迅速に行わ		機能の麻痺又は大幅な低下
2			想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者へ
	生活環境を確実に確保する	4	の水・食料、休憩場所等の供給不足
		5	富士山火山噴火、地震等に伴う主要交通路の寸断により、
			避難できない事態
		6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		_	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被
		7	災者の健康状態の悪化・死者の発生
2	ソエフマレ b. ケマ b. W. b. z z z t ロ b z		交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による
3	必要不可欠な行政機能を確保する	1	行政機関の長期にわたる機能不全
		1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	2. 用不可欠处库却还停搬处 棒扣 1.	2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サー ビスは確保する		に伝達できない事態
	こへは惟沐りつ	3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収
		J	集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
		1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下によ る経営の悪化や倒産
5	経済活動を機能不全に陥らせない	2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライ チェーンの維持への甚大な影響
		3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の 遮断による物流・人流への甚大な影響
		4	食料等の安定供給の停滞
		1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサ プライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6	-   通行フェクラク版目を取り版化	2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能 停止
	とどめるとともに、早期に復旧させる		地域交通ネットワークの分断
			防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生	1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等 に伴う陥没による交通麻痺
1	させない	2	有害物質の大規模拡散・流出
		3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復 興が大幅に遅れる事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な 姿で復興できる条件を整備する	2	復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩 壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰 退・損失

# 5 計画の施策体系図

計画の施策体系図は次のとおりとなっています。

### 【施策体系図】

### 【基本目標】

基本目標1 人命の保護が最大限図られること

基本目標2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

基本目標3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

基本目標4 迅速な復旧復興

### 【基本施策】

- (1)行政機能/消防/防災教育等
- (2)住宅·都市
- (3)保健医療・福祉
- (4)産業 (産業構造・金融・エネルギー)
- (5)情報通信
- (6)交通·物流
- (7)農林水産
- (8) 国土保全(国土保全・環境・土地利用(国土利用))

### (横断的分野)

- (1)リスクコミュニケーション
- (2)人材育成
- (3)官民連携
- (4)老朽化対策
- (5)研究開発

# 6 施策の重点化

### (1) 重点化の視点

本村の限られた資源、財源で強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて 重点化しながら計画を進める必要があります。

本村では、直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での「効果の大きさ」「緊急性・切迫性」「施策の進捗状況」「平時の活用」「国全体の強靭化への貢献」などの視点を総合的に勘案し、「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、4つの重点施策を定めました。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施します。

### 【重点化の視点】

対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時におい
て、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影
響を及ぼすか
想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維
持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施
に緊急性があるか
対策に係る指標等に照らし、どの程度、対策の進捗を向上す る必要性があるか
想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老
朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能す
るか
国土強靭化基本計画との関係等、対策が国全体の強靭にどの 程度貢献するか

### (2) 本村の国土強靭化地域計画における重点施策

### 【重点施策1】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-2, 2-7

施策名

### 高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

内容

日頃から施設ごとの受入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受入れや在宅要配 慮者の避難受入れ体制の整備とその運用を図る。

### 【重点施策2】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-2, 2-7

施策名

### 障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築

内容

災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。

### 【重点施策3】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-4

施策名

富士山火山広域避難計画の改訂に伴う山中湖村避難計画の改定及び訓練の実施 (広域的な避難への対応の検討)

内容

富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、令和2年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直し及び富士山火山防災対策協議会の広域避難計画の改定に伴い山中湖村富士山火山避難計画の改定を行う。更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難先のに係る調整のあり方について、引き続き検討を行うとともに新たに広域避難先に指定された市町村との間に協定を締結する。

### 【重点施策4】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-4, 2-4, 4-3

施策名

### 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

内容

災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。

### 【重点施策5】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-4, 2-1, 2-2, 5-3, 6-3

施策名

### 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備

内容

避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した 交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に避難・救 援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。

### 【重点施策6】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-4

施策名

### 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

内容

富士山火山噴火に伴う降灰は避難行動に重大な影響を及ぼす。山中湖村は富士山との位置 関係及び最多風向並びに火山噴火の歴史から降灰に考慮を払う必要があり、特に、安全、円 滑な広域避難においては複数の避難路の確保が特に重要である。このため、

①現在整備要望中の一市二村道及び山中湖ー小山間連絡道並びに国道 413 号線のできるだけ長い区間のトンネル化を要望する。

②避難路の降灰対策(ロードスイーパーなど機材の確保・運用など)に関し、県及び富士山火山防災対策協議会に意見・要望するとともに、気象台からの情報収集及び関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関して意識共有及び連携を図る。

### 【重点施策7】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-5, 2-7

施策名

### 要配慮者支援マニュアル等の運用

内容

災害時の要配慮者支援対策推進のため、今後は社会福祉協議会と連携して行う福祉避難所 設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。

### 【重点施策8】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-6, 2-1, 2-2, 3-1, 5-3, 6-3

施策名

### 山中湖村道路除排雪計画の推進

内容

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪計画に基づき、 今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏 まえ、必要に応じて見直しを進める。

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。

### 【重点施策9】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

2-4

施策名

### 帰宅困難者等の搬送体制の構築

内容

帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有 と連絡体制を確保する。

### 【重点施策 10】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

2-7, 8-2

施策名

### 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

内容

地域の災害対応力の充実のため、引き続き総合防災訓練の場において、避難所管理者と自 主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。

### 【重点施策 11】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

3-1

施策名

### 各区の災害対応力の強化支援

内容

各区(自主防災会)の災害対応力の強化を図るため、引き続き防災倉庫の点検・物品の更新、避難所運営ゲーム等の図上訓練の支援などを行うとともに、これらに加えて各区防災役員の創設、地区防災計画・避難行動要支援者の個別計画の策定支援など助言や技術的支援を行う。

### 【重点施策 12】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

8-1

施策名

### 災害廃棄物の処理体制の整備

内容

災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、「災害廃棄物処理計画」の見直しを図るとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。

### 【重点施策 13】

対応する「起きてはならない最悪の事態」

1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-7, 3-1, 5-3, 6-2, 6-3, 7-1

施策名

### 各施設等の耐震化の推進

内容

### 木造住宅等の耐震化の促進 (1-1、2-7)

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る。

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。

### 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進(1-1、1-2、7-1)

地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震 診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への 補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する。今後は、 診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す。

地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震 診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必 要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する。

### 教員住宅の長寿命化の推進 (1-1、1-2)

建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業などを実施する。

### 公園施設の長寿命化の推進(1-1)

公園施設の安全性の確保を図るため、日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿 命化を図る。

### 橋梁等の長寿命化の推進(1-1、2-1、2-2、5-3、6-3)

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づき、適切な維持 管理を行っていく。

### 庁舎等の耐震化の推進 (1-2、3-1)

引き続き耐震性のない村有建物の耐震改修及び解体等を実施する。今後は、村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。

### 保育所等の耐震化の促進 (1-2)

施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを 行っていく。

### 公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進(1-2、2-7)

学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進とともに適切な維持管理を行う。

### 基幹的水道施設の耐震化の促進(2-1、2-7、6-2)

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る。

### 下水道施設の耐震化の推進 (2-1、6-2、7-1)

下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る。

### 村営温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進 (6-2)

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、引き続き、村営紅富士の湯及び石割の湯管理事務所内の給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を継続的に行う。

# 第4章 施策の推進

# 1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1. 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集	まる施設の倒
壊による多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進	総務課
○災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・関係機関、	各課
各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定	
される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化す	
る必要がある。	
住民参加型の地震防災訓練の実施	総務課
○住民の防災意識の高揚を図るため、県、村、防災関係機関、住民等と連携	
した住民参加型の地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図る必	
要がある。	
公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	総務課
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	教育委員会
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機	
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ	
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必	
要がある。	
木造住宅等の耐震化の促進	総合政策課
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に	
着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等へ	
の補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅	
はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要	
はまた数多くめり、別社地寺を音めた不垣住宅の順長化の促進を図る必要	

して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。

主な施策	担当課
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の	
診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義	
務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が	
低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。	
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。	
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施	総合政策課
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業	
を実施する必要がある。	
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する必要がある。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び(一社)全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社) 山梨県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社) 山梨県建設業協会都留支部) 及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施する必要がある。	
空き家対策の推進	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する必要がある。	

主な施策	担当課
公園施設の長寿命化の推進	総合政策課
○公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行	
ってきている。引き続き、施設の長寿命化を図る必要がある。	
公園の防災活動拠点機能の強化	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進める必要がある。	
電線類地中化の推進	総合政策課
○魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障	
害を防止するため、電線類地中化を進める必要がある。	
橋梁等の長寿命化の推進	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	

# 立な施策 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施 ○大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行っている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。 住民参加型の地震防災訓練の実施(再掲)

(1-2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者

主な施策	担当課
庁舎等の耐震化の推進	総務課
○建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対	
して住民の生命・財産を守ることを目的とし、山中湖村公共施設等総合管	
理計画、個別施設計画及び山中湖村耐震化促進計画により耐震性のない村	
有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、今後は、	
村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。	
教員住宅の長寿命化の推進(再掲)	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する必要がある。	
空き家対策の推進(再掲)	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する必要がある。	
村立文化施設等における防災対策の推進	教育委員会
○村立文化施設等(文学の森各施設、情報創造館)の来館者を災害時に安全	
に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施してお	
り、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者	
の安全の確保のため、継続して取組を行う必要がある。	
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の	
診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義	
務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が	
低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。	
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。	
保育所等の耐震化の促進	福祉健康課
○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提	
供、助言などを行う必要がある。	

主な施策	担当課
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進	教育委員会
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続	
き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	
とともに適切な維持管理を行う必要がある。	
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施(再	総合政策課
掲)	
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業	
を実施する必要がある。	
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進	福祉健康課
○高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するた	
め、村と施設で協定締結を進めている。引き続き、在宅の要配慮者が高齢	
者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。	
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討	福祉健康課
○高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入	
所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受入れ可	
能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼してい	
る。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要	
がある。	
災害時の介護支援者の確保推進	福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員研修の実施事業者の	
指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生	
に備え、介護支援者の確保を進める必要がある。	
要配慮者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進	福祉健康課
○災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、施設の本来機	
能を著しく低下させない範囲で利用の促進を図る必要がある。	
要配慮者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進	福祉健康課
○被災障害者のための一時的な避難所として、障害者福祉施設を活用するた	
め、障害者福祉施設との協定締結等について促進を図る必要がある。	
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築	福祉健康課
○事務処理フローを基に、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設に	
おける支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。	
障害者に対する情報支援体制の構築	福祉健康課
○被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派	
遣マニュアルが策定されているが、新たに発達障害者が情報支援の対象と	
して国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにして	
いくか検討する必要がある。	

(1-3)豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る必要がある。	
水防訓練の実施	総務課
○洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の	
高揚を図るため、水防訓練を実施する必要がある。	
水防用資材の備蓄の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、必要に応じ引き続き資材の定期的な更新	
及び備蓄を実施する必要がある。	

(1-4)富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
広域応援協定の具体的運用体制の整備	総務課
○近隣市町村の相互応援の実効性を高めるため、各市町村等と協定を締結す	
るとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画の見直し	
を行う必要がある。	
富士山火山広域避難計画の改訂に伴う山中湖村避難計画の改定及び訓練の	総務課
実施(広域的な避難への対応の検討)	
○富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化	
のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、	
令和2年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直	
し及び富士山火山防災対策協議会の広域避難計画の改定に伴い山中湖村	
富士山火山避難計画の改定を行う必要がある。更に、御嶽山の噴火を踏ま	
えた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害	
に伴う市町村域を越えた広域避難先のに係る調整のあり方について、引き	
続き検討を行うとともに新たに広域避難先に指定された市町村との間に	
協定を締結する必要がある。	
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進	総務課
○富士山火山噴火災害については、災害時協力協定締結先団体との連携強化	
のため、防災訓練を実施してきたが、新たに避難行動要支援者の避難にお	
ける人的支援に関する協定を検討する必要がある。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○外国人旅行者に対し、防災に関する情報を提供するため、外国人旅行者個	
人のスマートフォンやタブレットで利用できる、防災・観光情報提供アプ	
リケーション等を構築する必要がある。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る必要	
がある。また、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎	
に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	

主な施策	担当課
スマートICの整備促進	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する必要がある。	
道路・交通網の整備促進	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する必要が	
ある。①富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に	
資する観測研究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関	
する研究(噴火シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術	
研究所と連携して実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強	
化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の	
検討及び実証試験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、	
溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立	
する。	
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○平成26年9月の御嶽山噴火災害を契機に、平成27年に活動火山対策特別	教育委員会
措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客へ	
の対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕	
組みづくりに取り組む必要がある。	
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火災害を軽減するためには、噴火に際して実効的な火山ハザー	
ドマップの方法論の検討とその整備、ハザードマップを使いこなすスキル	
を取得するための防災教育に取り組む必要がある。	

主な施策	担当課
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進	総務課
○富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の	
被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき	
対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、	
静岡県及び山梨県により平成 29 年度に策定。	
更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策に	
は、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備	
する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成 30 年度よ	
り直轄砂防事業が始まった。	
今後は、富士北麓地域8市町村(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、	
富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町)の首長及び議会議長からなる	
富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の一員として	
計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を	
行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。	
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり	総務課
○富士山火山噴火に伴う降灰は避難行動に重大な影響を及ぼす。山中湖村は	総合政策課
富士山との位置関係及び最多風向並びに火山噴火の歴史から降灰に考慮	
を払う必要があり、特に、安全、円滑な広域避難においては複数の避難路	
の確保が特に重要である。このため、	
①現在整備要望中の一市二村道及び山中湖-小山間連絡道並びに国道 413	
号線のできるだけ長い区間のトンネル化を要望する必要がある。	
②避難路の降灰対策(ロードスイーパーなど機材の確保・運用など)に関	
し、県及び富士山火山防災対策協議会に意見・要望するとともに、気象	
台からの情報収集及び関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関して	
意識共有及び連携を図る必要がある。	

(1-5)大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
要配慮者支援マニュアル等の運用	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、福祉避難所設置・運営訓練等を通	
じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。	
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施(再掲)	総務課
○大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成	
を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出	
救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見	
直しを行っている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危	
機管理意識の醸成を図る必要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
治山事業による土砂災害対策の着実な推進	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する必要がある。	
富士山の斜面災害に関する研究成果の入手・活用	総務課
○富士山では火山災害以外にも雪代、雪崩、落石等の斜面災害が発生してお	
り、山梨県が実施する、これらの発生の検知手法、危険情報の発信手法な	
どについての成果を入手し、これらを村の地域防災計画や避難訓練及び住	
民意識の啓発に活用する必要がある。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	総務課
○平成 29 年度に改正された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内	教育委員会
の要配慮者利用施設を山中湖村地域防災計画に位置付けるとともに、当該	
施設(山中湖中学校、東小学校)の避難確保計画の作成及び避難訓練の実	
施を促進する必要がある。	

(1-6)豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
他自治体との連携推進	総務課
○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
や改善を推進する必要がある。	
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)	総務課
○災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・関係機関、	各課
各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定	
される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化す	
る必要がある。	
透析患者の支援体制の整備	福祉健康課
○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、透析実施患者情報を	
関係機関と共有する体制を構築する必要がある。	
緊急物資の調達等(調達の協定)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す必	
要がある。	
災害時における燃料確保の推進	総務課
○平成 27 年 12 月、山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLP	
ガス供給等に関する協定を締結しているが、石油等その他の燃料について	
は未締結であり、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹	
線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐	
れがある。	
このため、石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく必	
要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	

主な施策	担当課
山中湖村道路除排雪計画の推進	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1)交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない	/ 事態
主な施策	担当課
災害時における燃料確保の推進(再掲)	総務課
○平成 27 年 12 月、山梨県 L P ガス協会富士五湖地区と災害時における L P	
ガス供給等に関する協定を締結しているが、石油等その他の燃料について	
は未締結であり、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹	
線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐	
れがある。	
このため、石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく必	
要がある。	
備蓄資機材の確保	総務課
○様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した	
備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引	
き続き備蓄資機材の確保を図る必要がある。	
耐震性貯水槽の整備の促進	総務課
○村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の災害時の有効活用に	
ついて検討する必要がある。	
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	

主な施策	担当課
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○県では、平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作	
成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュア	
ルを送付している。村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマ	
ニュアルの活用促進を図る必要がある。	
高齢者施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設	
ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導	
しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。	
児童福祉施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○児童福祉施設(保育所、児童養護施設等)に対する非常用物資の備蓄リス	
ト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防	
災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確	
認する必要がある。	
医薬品等の備蓄・供給体制の整備	福祉健康課
○災害時の医療救護に必要な医薬品等の備蓄品目の見直しや検討を行って	
いくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合	
の対応策を検討する必要がある。	
緊急物資の調達等(調達の協定)(再掲)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す必	
要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	

主な施策	担当課
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備	建設水道課
○生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難	
路の確保につながることになるため、引き続き生活道路の整備を推進する	
必要がある。	
スマートICの整備促進(再掲)	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する必要がある。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達するための具体的な手続きについて、県と協	
力して進めていく必要がある。	

(2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
主な施策	担当課
緊急物資の調達等(調達の協定)(再掲)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す必	
要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難	
路の確保につながることになるため、引き続き生活道路の整備を推進する	
必要がある。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	
治山事業による土砂災害対策の着実な推進(再掲)	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する必要がある。	

(2-3) 救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通	網やライフラ
インの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	
主な施策	担当課
他自治体との連携推進(再掲)	総務課
○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
や改善を推進する必要がある。	
災害装備資機材の整備の推進	総務課
○災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事す	
る部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきてい	
るが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。	
消防防災ヘリポートの確保・整備の促進	総務課
○大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に	
行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、村におけ	
るヘリポートの確保・整備を図る必要がある。	
防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防	
災訓練(上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等)において、自衛	
隊へリ、県警へリ、ドクターへリ、消防防災へリ、応援航空機等による県	
との合同訓練に参加する必要がある。	
公園の防災活動拠点機能の強化(再掲)	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進める必要がある。	
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	総務課
○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常	各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で	
きるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討す	
る必要がある。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施	福祉健康課
○避難行動要支援者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて	
要配慮者などに配慮した避難所の設置・運営訓練等を実施する必要があ	
る。	

主な施策	担当課
災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進	福祉健康課
○災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを	
行い、関係団体との協力関係の強化を図る必要がある。	
ドクターヘリの離着陸場の整備	総務課
○山梨県ではドクターへリが離着陸できるランデブーポイントは、ヘリの離	
着陸にあたり埃がたたないようにするための散水が必要となることから、	
アスファルト舗装又は芝生化された散水不要のランデブーポイントの整	
備拡充について検討している。県と連携を図りながら、村におけるドクタ	
ーヘリの離着陸場の確保・整備を図る必要がある。	
診療所における業務継続計画(BCP)の策定・活用の推進	福祉健康課
○診療所ではBCPが未整備の施設もあることから、引き続きBCPの策定	
を促していく必要がある。	
透析患者の支援体制の整備(再掲)	福祉健康課
○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、透析実施患者情報を	
関係機関と共有する体制を構築する必要がある。	

(2-4) 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食	料、休憩場所
等の供給不足	
主な施策	担当課
帰宅困難者等の搬送体制の構築	総務課
○帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継	観光産業課
続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。	
帰宅困難者対策の推進	総務課
○帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレスト	
ラン、ガソリンスタンド等と協定の締結を実施するとともに、公共機関等	
での一時的な受入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進め	
る必要がある。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備(再掲)	総務課
○外国人旅行者に対し、防災に関する情報を提供するため、外国人旅行者個	
人のスマートフォンやタブレットで利用できる、防災・観光情報提供アプ	
リケーション等を構築する必要がある。	

(2-5) 富士山火山噴火、地震等に伴う主要交通路の寸断により、避難でき	きない事態
主な施策	担当課
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進(再掲)	総務課
○富士山火山噴火災害については、災害時協力協定締結先団体との連携強化	
のため、防災訓練を実施してきたが、新たに避難行動要支援者の避難にお	
ける人的支援に関する協定を検討する必要がある。	
富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進	総務課
○増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へ	
スピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじ	
め、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避	
難オペレーション計画の作成及びその実行体制を確立する必要がある。	
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用(再掲)	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する必要が	
ある。①富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に	
資する観測研究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関	
する研究(噴火シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術	
研究所と連携して実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強	
化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の	
検討及び実証試験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、	
溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立	
する。	
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進(再掲)	総務課
○富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の	
被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき	
対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、	
静岡県及び山梨県により平成29年度に策定。	
更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策に	
は、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備	
する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成 30 年度よ	
り直轄砂防事業が始まった。	
今後は、富士北麓地域8市町村(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、	
富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町)の首長及び議会議長からなる	
富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の一員として	
計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を	
行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。	

(2-6)被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
主な施策	担当課
平時からの予防措置	福祉健康課
○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があ	
る。また、新型コロナウイルスが被災地等で発生した場合には、クラスタ	
ーの発生等を予防するため、被災者同士の密を避け、ソーシャルディスタ	
ンス(およそ2m程)がとれるよう配慮する必要がある。	
放射線の影響に関する相談体制の整備	福祉健康課
○原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のた	
め、福島の事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談	
窓口の開設等についての見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談	
事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。	

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康	状態の悪化・
死者の発生	
主な施策	担当課
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施	総務課
○村における適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基	福祉健康課
に、避難所で適切な取組が行われていくよう支援する必要がある。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施	総務課
○総合防災訓練の場において、村(避難所管理者)と地域住民(自主防災組	福祉健康課
織)のほか消防団などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を	教育委員会
実施している。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と	観光産業課
自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。	
被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	総務課
○被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの	建設水道課
対応方針」を検討するとともに、村担当者の研修会等を開催し、ペット動	観光産業課
物の同行避難に対する考え方を周知する必要がある。また、獣医師会等の	
関係団体と災害発生時の相互連携について協定を締結する必要がある。	
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進(再掲)	教育委員会
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続	
き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	
とともに適切な維持管理を行う必要がある。	

公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	北大チロム
	教育委員会
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機	
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ	
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必	
要がある。	
木造住宅等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に	
着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等へ	
の補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅	
はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要	
がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携	
して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進(再掲)	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び(一社)全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社) 山梨県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社) 山梨県建設業協会都留支部)及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施する必要がある。	
基幹的水道施設の耐震化の促進(再掲)	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	
教員住宅の空室の提供マニュアルの整備・運用	教育委員会
○災害時に被災者に対して教員住宅の空室の提供を行うため、引き続き入居	
マニュアルを整備する必要がある。	

主な施策	担当課
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するた	
め、村と施設で協定締結が進められている。引き続き、在宅の要配慮者が	
高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。	
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討(再掲)	福祉健康課
○高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入	
所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受入れ可	
能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼してい	
る。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要	
がある。	
災害時の介護支援者の確保推進(再掲)	福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員研修の実施事業者の	
指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生	
に備え、介護支援者の確保を進める必要がある。	
要配慮者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、施設の本来機	
能を著しく低下させない範囲で利用の促進を図る必要がある。	
要配慮者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○被災障害者のための一時的な避難所として、障害者福祉施設を活用するた	
め、障害者福祉施設との協定締結等について促進を図る必要がある。	
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築(再掲)	福祉健康課
○事務処理フローを基に、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設に	
おける支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。	
要配慮者支援マニュアル等の運用(再掲)	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、福祉避難所設置・運営訓練等を通	
じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保(再掲)	福祉健康課
○県では、平成27年3月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作	
成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュア	
ルを送付している。村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマ	
ニュアルの活用促進を図る必要がある。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○避難行動要支援者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて	
要配慮者などに配慮した避難所の設置・運営訓練等を実施する必要があ	
る。	

主な施策	担当課
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	
の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。	
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボ	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する必要がある。	
災害時における保健指導マニュアル(保健師活動マニュアル)の作成	福祉健康課
○災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、	
保健所及び村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニ	
ュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることに	
よりマニュアルの評価を行う必要がある。	

## 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1)交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関 る機能不全	の長期にわた
主な施策	担当課
非常用発電機用燃料タンクの満量化	総務課
○災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃	
料タンクの満量化を実施する必要がある。	
庁構内地下タンクの満量化	総務課
○災害時における燃料を確保するため、庁舎内地下タンクに灯油等を常時一	
定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、庁舎内	
地下タンクに灯油等を常時一定量確保する必要がある。	
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	総務課
○災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁	
可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う必要	
がある。	
災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化	会計課
○災害等により財務会計システムや総合振込データ転送システムが使用不	
能となった場合に備え、会計事務が支障なく円滑に行われるよう、システ	
ム障害時における会計事務手処理のマニュアル化を山梨県市町村事務組	
合と共有し、指定金融機関や収納代理金融機関との調整や資料収集を行っ	
た。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保すため、周	
知、模擬訓練等を行う必要がある。	

主な施策	担当課
災害時における村長への連絡体制の強化	総務課
○大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施によ	
り、引き続き災害時において、村長が迅速に災害状況を把握し、判断や指	
示が行えるような体制の整備を図る必要がある。	
勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化	総務課
○大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合	
を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員	
を登録し、業務を明確化する必要がある。	
非常参集体制の確立	総務課
○様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保す	
るため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。	
災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し	総務課
○平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに	
災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部	
を設置するなどの防災組織体制の強化等を図った。更に、平成 28 年の熊	
本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題	
について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、	
災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の	
検証・見直しを行う必要がある。	
災害対応に関する職員研修の充実・強化	総務課
○災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、災害時職	
員初動マニュアルを整備しており、一定の災害対応力が維持されている。	
今後は、災害時職員初動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実	
施する必要がある。	
村議会における非常参集体制の強化(連絡手段、連絡体制の整備)	議会事務局
○職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度	
当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及	
び休日等における緊急連絡網の確認を行う必要がある。	
現地災害対策本部への職員派遣体制の確立	総務課
○防災体制の見直しに伴い、災害時に現地からの情報連絡を確保するため職	
員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急	
復旧や救援物資の要請・供給等、事務処理できる体制を整備・検証する必	
要がある。	

主な施策	担当課
各区の災害対応力の強化支援	総務課
○各区(自主防災会)の災害対応力の強化を図るため、防災訓練の実施、防	福祉健康課
災倉庫の点検・物品の更新や、図上訓練の実施支援を行い災害対応力の充	
実を図っている。引き続き、災害対応力の強化を図るため、助言や技術的	
支援を行う必要がある。	
庁舎等の耐震化の推進(再掲)	総務課
○建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対	
して住民の生命・財産を守ることを目的とし、山中湖村公共施設等総合管	
理計画、個別施設計画及び山中湖村耐震化促進計画により耐震性のない村	
有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、今後は、	
村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。	
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進(再掲)	総務課
○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常	各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で	
きるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討す	
る必要がある。	
各種システムの緊急時運用体制の確立	総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要がある。	
被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備	総合政策課
○被災時でも、情報システムが稼働可能となるよう、情報システムの導入や	
再構築の状況、運用効率、統合サーバ検討状況を勘案し、災害対策が施さ	
れた施設にサーバ等を設置する必要がある。	
行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化	総合政策課
○村において、行政データ・プログラム等保全のためのバックアップを実施	
しているが、行政データ・プログラム等保全のため、引き続き注意喚起を	
図る必要がある。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
主な施策	担当課
各種システムの緊急時運用体制の確立(再掲)	総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要がある。	
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	

(4-2)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達	ができず、避
難行動や救助・支援が遅れる事態	
主な施策	担当課
公用車両の災害対応機能の強化	総務課
○公用車を被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材等の整備を進	
める必要がある。	
様々な事態を想定した図上訓練等の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るた	
め、村が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序	
だって時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実	
施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、そ	
れを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュ	
アルの見直し等に反映する必要がある。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備(再掲)	総務課
○外国人旅行者に対し、防災に関する情報を提供するため、外国人旅行者個	
人のスマートフォンやタブレットで利用できる、防災・観光情報提供アプ	
リケーション等を構築する必要がある。	

主な施策	担当課
被災者に対する情報提供	総務課
○災害時は、各報道機関との放送(報道)協定に基づく放送(報道)の要請	総合政策課
を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う	
必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による	
情報提供を行う必要がある。災害に関するホームページなどからの問合わ	
せについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努め	
る必要がある。	
災害時広報活動マニュアルの運用	総務課
○住民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、災害時広報活	総合政策課
動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。	
総合的な防災情報システムの運用	総務課
○迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で	
災害対応状況を共有し、住民に対し速やかに避難情報等を提供するための	
「総合防災情報システム」が平成29年3月に構築されており、その習熟・	
活用を図る必要がある。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立(再掲)	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る必要	
がある。また、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎	
に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。	
公衆無線LAN環境の整備促進	総務課
○災害時等における住民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線L	
AN(山梨県 FreeWi-Fi)の適切な運用を行うとともに、村の防災拠点等	
への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る必要がある。	
被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備	総務課
○災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設	
の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る必要がある。	

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	
主な施策	担当課
災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実	観光産業課
○災害融資制度について、被災した中小企業が速やかに利用できるよう制度	
の周知を図るとともに、災害発生時は、金融相談窓口に中小企業の資金繰	
りや、復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体	
制を充実させる必要がある。	

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン 大な影響	の維持への甚
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	
災害時における燃料確保の推進(再掲)	総務課
〇平成 27 年 12 月、山梨県 L P ガス協会富士五湖地区と災害時における L P	
ガス供給等に関する協定を締結しているが、石油等その他の燃料について	
は未締結であり、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹	
線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐	
れがある。	
このため、石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく必	
要がある。	

(5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断によ への甚大な影響	る物流・人流
主な施策	担当課
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	総務課
○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のた	
め、県と連携して各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置	
車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図	
る必要がある。	

主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	
○令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことか	
ら、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能	
や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難	
路の確保につながることになるため、引き続き生活道路の整備を推進する	
必要がある。	
スマートICの整備促進(再掲)	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する必要がある。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	

主な施策	担当課
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	

(5-4)食料等の安定供給の停滞	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給に寄与すると	
ともに、生産活動の継続により農業が有する多面的機能が発揮され、村土	
保全に大きな役割を果たしている。狭小で不整形な農地や老朽化等により	
機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基	
盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・	
集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村土保全	
につなげる必要がある。	
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)(再掲)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達するための具体的な手続きについて、県と協	
力して進めていく必要がある。	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

# (6-1) 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

期間にわたる機能の停止	
主な施策	担当課
災害に強い電力供給体制の強化	総務課
○台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、村等が連携して電	
力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害(停電)を最小限に抑え	
るとともに、できるだけ早期の復旧を図る必要がある。	
更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも住民生活への影響を	
最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入	
や非常用電源を確保する必要がある。	
自立・分散型エネルギーの推進	総務課
○家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失に	
も有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図る必要がある。	
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	
木質バイオマスの利活用の推進	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進する	
必要がある。	
燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進	総務課
○県では、山梨大学の燃料電池技術が活用されたFCV(燃料電池自動車)	
等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推	
進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、「燃料電池自動車普	
及促進計画」及び「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基	
づき、各種施策を展開しているところであるが、FCVは、災害時に電力	
供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であること	
から、その普及を着実に促進する必要がある。	
また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、住民総参加によるスマ	
ートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図るこ	
ととしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が	
可能であることから、電気自動車の普及を促進する必要がある。	

(6-2)長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	
主な施策	担当課
流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を広域で	
連携して実施する必要がある。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する必要がある。	
基幹的水道施設の耐震化の促進(再掲)	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	
下水道施設の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	
下水道施設の耐震化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。	
村営温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進	観光産業課
○大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがな	
いように、村営温泉紅富士の湯及び石割の湯管理事務所内の給配湯施設の	
耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行っている。温泉施設整備率は	
40% (令和元年度末)。未着工施設があることから、今後も引き続き、温	
泉施設を整備する必要がある。	

(6-3) 地域交通ネットワークの分断	
主な施策	担当課
実践的な交通規制訓練等の実施	総務課
○大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、山梨県交通規制計画の適	
切な運用を図る必要がある。また、必要に応じ各種防災訓練時に緊急輸送	
道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練に参加するとと	
もに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を受けること	
で、適切な交通規制の実施を図る必要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
長期総合計画等の策定	総合政策課
○村の将来像を描き実現することを目的とした第5次山中湖村長期総合計	
画及び第2期山中湖村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと・創生総合戦	
略を継続的に推進するとともにそれぞれ次期計画を整備する必要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難	
路の確保につながることになるため、引き続き生活道路の整備を推進する	
必要がある。	
スマートICの整備促進(再掲)	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する必要がある。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	

主な施策	担当課
都市計画道路(街路)の整備	総合政策課
○災害に強い街路網を構築するため、湖畔周遊道を整備し、交通の集中を回	
避する必要がある。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	

(6-4)防災インフラの長期間にわたる機能不全	
主な施策	担当課
災害時における電源確保の推進	総務課
○災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとと	各課
もに、集中型電源が喪失した際、復旧までの間の緊急電源の確保について、	
検討する必要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

## (7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通 麻痺

麻痺 ————————————————————————————————————	
主な施策	担当課
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の	
診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義	
務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が	
低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。	
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。	
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調	総務課
査の実施	総合政策課
○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実	
施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル	
等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも	
に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要が	
ある。	
下水道施設の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	
下水道施設の耐震化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。	
下水道地震対策	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、引き続き訓練等を実施する必要がある。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化(再掲)	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する必要がある。	

(7-2)有害物質の大規模拡散・流出	
主な施策	担当課
流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備	総務課
○村内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災	
害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討	
する必要がある。	
農産物の放射性物質等検査体制の整備	総務課
○農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、	
大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な	
検査体制の整備を検討する必要がある。	
原子力災害対策の促進	総務課
○山梨県では、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、	
原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関(職員)の資質の向	
上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災	
害に関する知識の普及と啓発を行っている。村としては原子力災害対応力	
の強化のため、原子力防災訓練等へ職員を派遣し、防災関係機関(職員)	
の資質の向上等を図る必要がある。	

(7-3)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
主な施策	担当課
農道の整備	観光産業課
○農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や	
農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路	
の補助的な役割を担っており、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進	
める必要がある。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る必要がある。	
木質バイオマスの利活用の推進(再掲)	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進する	
必要がある。	
6 次産業化支援体制の充実	観光産業課
○農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農産	
物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支	
援し、6次産業化の取組を拡大する必要がある。	

主な施策	担当課
新規就農の促進	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、農業次世	
代人材投資資金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図	
り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。	
就農定着支援の充実	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農	
給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の	
担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。	
企業の農業参入の促進	観光産業課
○企業訪問や参入セミナーを実施し、本村の優位性を PR し、企業の農業参	
入を促進する必要がある。	

## 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
主な施策	担当課
災害廃棄物の処理体制の整備	建設水道課
○災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、「災害廃棄物	
処理計画」の見直しを図るとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・	
訓練による人材育成を図る必要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。	

(8-2)復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等によ	り復旧・復興
が大幅に遅れる事態	
主な施策	担当課
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リ	
ーダー等の活用方策について検討する必要がある。	
自主防災組織の防災資機材の整備促進	総務課
○地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資	
機材等の整備を図るとともに、どの組織を優先するかをよく見極め、実施	
する必要がある。	

主な施策	担当課
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する必要がある。	
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施(再掲)	総務課
○村における適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基	福祉健康課
に、避難所で適切な取組が行われていくよう支援する必要がある。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施(再掲)	総務課
○総合防災訓練の場において、村(避難所管理者)と地域住民(自主防災組	福祉健康課
織)のほか消防団などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を	教育委員会
実施している。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と	観光産業課
自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。	
防災士の養成	総務課
○防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災	
力の向上を図るため、県等と連携し、防災士養成講座への参加を促進する	
必要がある。	
消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進	総務課
○山梨県では、消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に	
対する広報や村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直しの働きかけ	
を行っている。村としても、地域の消防力の強化のため、消防団員の確保	
対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。	
消防団の救助資機材等の整備促進	総務課
○災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、村の消防団の	
救助用資機材等の整備促進を図る必要がある。	
買い物弱者対策への支援	福祉健康課
○地域の商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことによ	
り、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や	
要配慮者の把握など、地域防災力の向上につながるため、関係機関等と連	
携して商店や商店街が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○避難行動要支援者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて	
要配慮者などに配慮した避難所の設置・運営訓練等を実施する必要があ	
る。	

主な施策	担当課
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進(再掲)	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	
の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。	
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボ	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する必要がある。	
ボランティアコーディネーター養成等の促進	福祉健康課
○社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質	
向上のため、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等に	
ついて一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボラン	
ティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高	
揚を図る必要がある。	
ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、山中湖	
村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を	
促進する必要がある。	
老人クラブの活動への支援	福祉健康課
○高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人ク	
ラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの	
活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるこ	
とから、引き続き支援を行う必要がある。	

(8-3)地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
主な施策	担当課
老人クラブの活動への支援(再掲)	福祉健康課
○高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人ク	
ラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの	
活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるこ	
とから、引き続き支援を行う必要がある。	

# 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

## 1. 行政機能/消防/防災教育等

1. 门政城北/ 捐例/ 例外教育书	
庁舎の災害対応力の強化	
主な施策	担当課
非常用発電機用燃料タンクの満量化	総務課
○災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃	
料タンクの満量化を実施する必要がある。	
公用車両の災害対応機能の強化	総務課
○公用車を被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材等の整備を進	
める必要がある。	
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	総務課
○災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁	
可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う必要	
がある。	
災害時における燃料確保の推進	総務課
○平成 27 年 12 月、山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLP	
ガス供給等に関する協定を締結しているが、石油等その他の燃料について	
は未締結であり、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹	
線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐	
れがある。	
このため、石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく必	
要がある。	
災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化	会計課
○災害等により財務会計システムや総合振込データ転送システムが使用不	
能となった場合に備え、会計事務が支障なく円滑に行われるよう、システ	
ム障害時における会計事務手処理のマニュアル化を山梨県市町村事務組	
合と共有し、指定金融機関や収納代理金融機関との調整や資料収集を行っ	
た。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保すため、周	
知、模擬訓練等を行う必要がある。	

防災体制の充実・強化	
主な施策	担当課
災害時における村長への連絡体制の強化	総務課
○大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施によ	
り、引き続き災害時において、村長が迅速に災害状況を把握し、判断や指	
示が行えるような体制の整備を図る必要がある。	
勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化	総務課
○大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合	
を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員	
を登録し、業務を明確化する必要がある。	
非常参集体制の確立	総務課
○様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保す	
るため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。	
災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し	総務課
○平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに	
災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部	
を設置するなどの防災組織体制の強化等を図った。更に、平成 28 年の熊	
本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題	
について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、	
災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の	
検証・見直しを行う必要がある。	
災害対応に関する職員研修の充実・強化	総務課
○災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、災害時職	
員初動マニュアルを整備しており、一定の災害対応力が維持されている。	
今後は、災害時職員初動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実	
施する必要がある。	
他自治体との連携推進	総務課
○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
や改善を推進する必要がある。	
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進	総務課
○災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・関係機関、	各課
各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定	
される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化す	
る必要がある。	

主な施策	担当課
村議会における非常参集体制の強化(連絡手段、連絡体制の整備)	議会事務局
○職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度	
当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及	
び休日等における緊急連絡網の確認を行う必要がある。	
災害装備資機材の整備の推進	総務課
○災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事す	
る部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきてい	
るが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。	
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施	総務課
○大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成	
を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出	
救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見	
直しを行っている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危	
機管理意識の醸成を図る必要がある。	
災害に強い電力供給体制の強化	総務課
○台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、村等が連携して電	
力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害(停電)を最小限に抑え	
るとともに、できるだけ早期の復旧を図る必要がある。	
更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも住民生活への影響を	
最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入	
や非常用電源を確保する必要がある。	

地域防災力の強化	
主な施策	担当課
様々な事態を想定した図上訓練等の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るた	
め、村が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序	
だって時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実	
施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、そ	
れを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュ	
アルの見直し等に反映する必要がある。	
住民参加型の地震防災訓練の実施	総務課
○住民の防災意識の高揚を図るため、県、村、防災関係機関、住民等と連携	
した住民参加型の地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図る必	
要がある。	

主な施策	担当課
現地災害対策本部への職員派遣体制の確立	総務課
○防災体制の見直しに伴い、災害時に現地からの情報連絡を確保するため職	
員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急	
復旧や救援物資の要請・供給等、事務処理できる体制を整備・検証する必	
要がある。	
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リ	
ーダー等の活用方策について検討する必要がある。	
自主防災組織の防災資機材の整備促進	総務課
○地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資	
機材等の整備を図るとともに、どの組織を優先するかをよく見極め、実施	
する必要がある。	
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する必要がある。	
消防防災ヘリポートの確保・整備の促進	総務課
○大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に	
行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、村におけ	
るヘリポートの確保・整備を図る必要がある。	
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施	総務課
○村における適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基	福祉健康課
に、避難所で適切な取組が行われていくよう支援する必要がある。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施	総務課
○総合防災訓練の場において、村(避難所管理者)と地域住民(自主防災組	福祉健康課
織)のほか消防団などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を	教育委員会
実施している。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と	観光産業課
自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。	
被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	総務課
○被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの	建設水道課
対応方針」を検討するとともに、村担当者の研修会等を開催し、ペット動	観光産業課
物の同行避難に対する考え方を周知する必要がある。また、獣医師会等の	
関係団体と災害発生時の相互連携について協定を締結する必要がある。	

主な施策	担当課
備蓄資機材の確保	総務課
○様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した	
備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引	
き続き備蓄資機材の確保を図る必要がある。	
各区の災害対応力の強化支援	総務課
○各区(自主防災会)の災害対応力の強化を図るため、防災訓練の実施、防	福祉健康課
災倉庫の点検・物品の更新や、図上訓練の実施支援を行い災害対応力の充	
実を図っている。引き続き、災害対応力の強化を図るため、助言や技術的	
支援を行う必要がある。	
防災士の養成	総務課
○防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災	
力の向上を図るため、県等と連携し、防災士養成講座への参加を促進する	
必要がある。	
防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防	
災訓練(上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等)において、自衛	
隊へリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による県	
との合同訓練に参加する必要がある。	
広域応援協定の具体的運用体制の整備	総務課
○近隣市町村の相互応援の実効性を高めるため、各市町村等と協定を締結す	
るとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画の見直し	
を行う必要がある。	

富士山火山防災の推進	
主な施策	担当課
富士山火山広域避難計画の改訂に伴う山中湖村避難計画の改定及び訓練の	総務課
実施(広域的な避難への対応の検討)	
○富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化	
のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、	
令和2年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直	
し及び富士山火山防災対策協議会の広域避難計画の改定に伴い山中湖村	
富士山火山避難計画の改定を行う必要がある。更に、御嶽山の噴火を踏ま	
えた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害	
に伴う市町村域を越えた広域避難先のに係る調整のあり方について、引き	
続き検討を行うとともに新たに広域避難先に指定された市町村との間に	
協定を締結する必要がある。	
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進	総務課
○富士山火山噴火災害については、災害時協力協定締結先団体との連携強化	
のため、防災訓練を実施してきたが、新たに避難行動要支援者の避難にお	
ける人的支援に関する協定を検討する必要がある。	

富士山広域避難計画の作成及びオペレーション実行体制の確立	
主な施策	担当課
富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進	総務課
○増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へ	
スピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじ	
め、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避	
難オペレーション計画の作成及びその実行体制を確立する必要がある。	

消防・救急・救助体制の強化	
主な施策	担当課
消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進	総務課
○山梨県では、消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に	
対する広報や村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直しの働きかけ	
を行っている。村としても、地域の消防力の強化のため、消防団員の確保	
対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。	
消防団の救助資機材等の整備促進	総務課
○災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、村の消防団の	
救助用資機材等の整備促進を図る必要がある。	

交通規制及び交通安全対策の実施等	
主な施策	担当課
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	総務課
○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のた	
め、県と連携して各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置	
車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図	
る必要がある。	
実践的な交通規制訓練等の実施	総務課
○大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、山梨県交通規制計画の適	
切な運用を図る必要がある。また、必要に応じ各種防災訓練時に緊急輸送	
道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練に参加するとと	
もに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を受けること	
で、適切な交通規制の実施を図る必要がある。	

庁舎等の耐震化	
主な施策	担当課
庁舎等の耐震化の推進	総務課
○建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対	
して住民の生命・財産を守ることを目的とし、山中湖村公共施設等総合管	
理計画、個別施設計画及び山中湖村耐震化促進計画により耐震性のない村	
有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、今後は、	
村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。	

## 2. 住宅·都市

地域防災力の強化	
主な施策	担当課
耐震性貯水槽の整備の促進	総務課
○村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の災害時の有効活用に	
ついて検討する必要がある。	
公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	教育委員会
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機	
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ	
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必	
要がある。	

主な施策	担当課
村立文化施設等における防災対策の推進	教育委員会
○村立文化施設等(文学の森各施設、情報創造館)の来館者を災害時に安全	
に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施してお	
り、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者	
の安全の確保のため、継続して取組を行う必要がある。	

帰宅困難者対策等の推進	
主な施策	担当課
帰宅困難者等の搬送体制の構築	総務課
○帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継	観光産業課
続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。	
帰宅困難者対策の推進	総務課
○帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレスト	
ラン、ガソリンスタンド等と協定の締結を実施するとともに、公共機関等	
での一時的な受入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進め	
る必要がある。	

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
自立・分散型エネルギーの推進	総務課
○家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失に	
も有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図る必要がある。	
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	総務課
○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常	各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で	
きるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討する	
必要がある。	
災害時における電源確保の推進	総務課
○災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとと	各課
もに、集中型電源が喪失した際、復旧までの間の緊急電源の確保について、	
検討する必要がある。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を広域で	
連携して実施する必要がある。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する必要がある。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び (一社) 全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社) 山梨県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社)山梨県建設業協会都留支部)及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施する必要がある。	
教員住宅の空室の提供マニュアルの整備・運用	教育委員会
○災害時に被災者に対して教員住宅の空室の提供を行うため、引き続き入居	
マニュアルを整備する必要がある。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	
公園施設の長寿命化の推進	総合政策課
○公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行	
ってきている。引き続き、施設の長寿命化を図る必要がある。	
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。	
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する必要がある。	

災害に強いまちづくりの推進	
主な施策	担当課
公園の防災活動拠点機能の強化	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進める必要がある。	
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施	総合政策課
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業	
を実施する必要がある。	
空き家対策の推進	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する必要がある。	

主な施策  本造住宅等の耐震化の促進  ○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に 着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が正実施の木造住宅図を図ると要がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。  避難路確保のための建築物等の耐震化の促進  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の形有者に対し、耐震改修工事等を促す必要がある。  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  「保育所等の耐震化の促進 「施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  「破災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定上の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を参加し、判定士の安成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ②学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進とともに適切な維持管理を行う必要がある。	建築物等の耐震対策の推進	
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化の促進を図る必要がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。  産業路確保のための建築物等の耐震化の促進  ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物のでいては、耐震改修工事等を促す必要がある。 ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財産が助害などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財産が必要を確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財産が必要を確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、過齢を設定を確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、総合政策課をの実施である。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定法の対策を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	主な施策	担当課
着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのき め細かな対策を推進する必要がある。  避難路確保のための建築物等の耐震化の促進  ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断で実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。  ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財富などを行う必要がある。  保育所等の耐震化の促進  ○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財富などを行う必要がある。  保育所等の耐震化の促進  ○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財富などを行う必要がある。  総務課 総合政策課 総務課 利定業務マニュアル等の研修に参加し、判定土の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定土の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定土の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定主の養成講習、規定と関連を設定していて必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	木造住宅等の耐震化の促進	総合政策課
の補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。  避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 (地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 (地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財富などを行う必要がある。 (保育所等の耐震化の促進) 福祉健康事務の大きに、助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財富などを行う必要がある。 (被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定上の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の委成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の委成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の委成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定主の委成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定主の委成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定主の変成講習、検疑訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、対策課書を表している必要は表している必要は表している必要は表している必要は表している必要は表しているのでは、対策を表している必要は表している必要は表している必要は表している必要は表している必要は表している必要は表しているのでは、表しているのでは表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表し、表しているのでは、表し、表しているのでは、表し、表しているのでは、表しているのでは、表し、表しているのでは、表し、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表し、表しているのでは、表しているのでは、表し、表し、表しているのでは、表し、表し、表しているのでは、表し、表し、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表しているのでは、表し、表しているのでは、表しているのでは、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、	○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に	
はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のための建築物等の耐震化の促進  ①地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。今後は、診断が義務となる建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  【保育所等の耐震化の促進  ①施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  ※浴政策課  ※浴政策課  ※浴政策課  ※次び、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の妾成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の妾成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の妾成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の妾成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定者な受害を迅速がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ※対す委員会	着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等へ	
がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきぬ細かな対策を推進する必要がある。 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。  ②地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行う必要がある。  【保育所等の耐震化の促進  ②施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  ※終課を改進築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ②学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	の補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅	
世難路確保のための建築物等の耐震化の促進 ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 ○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行う必要がある。  保育所等の耐震化の促進 ○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る必要	
<ul> <li>避難路確保のための建築物等の耐震化の促進         <ul> <li>()地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。</li> <li>()地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行う必要がある。</li> </ul> </li> <li>(保育所等の耐震化の促進)</li> <li>(施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。</li> <li>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施の研修に参加し、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。</li> <li>公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進</li> <li>(今校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進</li> </ul>	がある。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、建築関係団体と連携	
<ul> <li>○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。</li> <li>○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。</li> <li>(保育所等の耐震化の促進)</li> <li>施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。</li> <li>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施</li> <li>一被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。</li> <li>公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進</li> <li>②学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進</li> </ul>	して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する必要がある。	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道 建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の 診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義 務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が 低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 〇地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道 建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、 技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供 供、助言などを行う必要がある。 保育所等の耐震化の促進 〇施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提 供、助言などを行う必要がある。 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調 査の実施 〇被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実 施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル 等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要が ある。 公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 〇学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き 含公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	避難路確保のための建築物等の耐震化の促進	総合政策課
建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の 診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義 務となる建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 〇地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道 建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、 技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。  保育所等の耐震化の促進 「施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、 助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調 査の実施 一被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実 施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 「学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 〇地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  保育所等の耐震化の促進 (施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施 (被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 (学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 〇地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施 〇被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 〇学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の	
低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。 〇地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、財活などを行う必要がある。  保育所等の耐震化の促進 〇施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施 〇被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 〇学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義	
<ul> <li>○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。</li> <li>保育所等の耐震化の促進</li> <li>(施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。</li> <li>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施</li> <li>(被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。</li> <li>公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進</li> <li>○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進</li> </ul>	務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道 建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、 技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。  保育所等の耐震化の促進  (施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  (被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  (学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。  保育所等の耐震化の促進 (施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施 (被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 (学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。  保育所等の耐震化の促進  一施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  一被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  一学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
保育所等の耐震化の促進  (施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。  被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  (被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  (学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
<ul> <li>○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行う必要がある。</li> <li>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施</li> <li>○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。</li> <li>公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進</li> <li>○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進</li> </ul>	技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する必要がある。	
供、助言などを行う必要がある。 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施 ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。 公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	保育所等の耐震化の促進	福祉健康課
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調査の実施  ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提	
査の実施 ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。 公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	供、助言などを行う必要がある。	
<ul> <li>○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。</li> <li>公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進</li> <li>○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進</li> </ul>	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調	総務課
施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	査の実施	総合政策課
等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るとともに、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実	
に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要がある。  公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進  ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル	
ある。     公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進     ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも	
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 ○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく必要が	
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	ある。	
き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進	教育委員会
	○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続	
とともに適切な維持管理を行う必要がある。	き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	
	とともに適切な維持管理を行う必要がある。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
買い物弱者対策への支援	福祉健康課
○地域の商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことによ	
り、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や	
要配慮者の把握など、地域防災力の向上につながるため、関係機関等と連	
携して商店や商店街が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。	

## 3. 保健医療・福祉

福祉避難所等の運営体制の充実等	
主な施策	担当課
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施	福祉健康課
○避難行動要支援者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて	
要配慮者などに配慮した避難所の設置・運営訓練等を実施する必要があ	
る。	
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	
の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。	
要配慮者支援マニュアル等の運用	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、福祉避難所設置・運営訓練等を通	
じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。	
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボ	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する必要がある。	
ボランティアコーディネーター養成等の促進	福祉健康課
○社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質	
向上のため、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等に	
ついて一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボラン	
ティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高	
揚を図る必要がある。	
ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、山中湖	
村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を	
促進する必要がある。	

主な施策	担当課
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○県では、平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作	
成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュア	
ルを送付している。村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマ	
ニュアルの活用促進を図る必要がある。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進	福祉健康課
○災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを	
行い、関係団体との協力関係の強化を図る必要がある。	

社会福祉施設の防災資機材等の整備	
主な施策	担当課
高齢者施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設	
ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導	
しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。	

要配慮者等の支援体制の充実	
主な施策	担当課
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進	福祉健康課
○高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するた	
め、村と施設で協定締結が進められている。引き続き、在宅の要配慮者が	
高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。	
災害時の介護支援者の確保推進	福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員研修の実施事業者の	
指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生	
に備え、介護支援者の確保を進める必要がある。	
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築	福祉健康課
○事務処理フローを基に、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設に	
おける支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。	

主な施策	担当課
障害者に対する情報支援体制の構築	福祉健康課
○被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派	
遣マニュアルが策定されているが、新たに発達障害者が情報支援の対象と	
して国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにして	
いくか検討する必要がある。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	総務課
○平成 29 年度に改正された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内	教育委員会
の要配慮者利用施設を山中湖村地域防災計画に位置付けるとともに、当該	
施設(山中湖中学校、東小学校)の避難確保計画の作成及び避難訓練の実	
施を促進する必要がある。	
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討	福祉健康課
○高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入	
所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受入れ可	
能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼してい	
る。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要	
がある。	

災害時医療救護体制の充実	
主な施策	担当課
ドクターヘリの離着陸場の整備	総務課
○山梨県ではドクターヘリが離着陸できるランデブーポイントは、ヘリの離	
着陸にあたり埃がたたないようにするための散水が必要となることから、	
アスファルト舗装又は芝生化された散水不要のランデブーポイントの整	
備拡充について検討している。県と連携を図りながら、村におけるドクタ	
ーヘリの離着陸場の確保・整備を図る必要がある。	

災害時保健医療体制の整備	
主な施策	担当課
診療所における業務継続計画(BCP)の策定・活用の推進	福祉健康課
○診療所ではBCPが未整備の施設もあることから、引き続きBCPの策定	
を促していく必要がある。	
災害時における保健指導マニュアル(保健師活動マニュアル)の作成	福祉健康課
○災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、	
保健所及び村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニ	
ュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることに	
よりマニュアルの評価を行う必要がある。	

主な施策	担当課
医薬品等の備蓄・供給体制の整備	福祉健康課
○災害時の医療救護に必要な医薬品等の備蓄品目の見直しや検討を行って	
いくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合	
の対応策を検討する必要がある。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○県では、平成27年3月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作	
成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュア	
ルを送付している。村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマ	
ニュアルの活用促進を図る必要がある。	
透析患者の支援体制の整備	福祉健康課
○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、透析実施患者情報を	
関係機関と共有する体制を構築する必要がある。	
放射線の影響に関する相談体制の整備	福祉健康課
○原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のた	
め、福島の事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談	
窓口の開設等についての見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談	
事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
老人クラブの活動への支援	福祉健康課
○高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人ク	
ラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの	
活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるこ	
とから、引き続き支援を行う必要がある。	

# 4. 産業(産業構造・金融・エネルギー)

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
木質バイオマスの利活用の推進	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進する	
必要がある。	
燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進	総務課
○県では、山梨大学の燃料電池技術が活用されたFCV(燃料電池自動車)	
等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推	
進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、「燃料電池自動車普	
及促進計画」及び「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基	
づき、各種施策を展開しているところであるが、FCVは、災害時に電力	
供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であること	
から、その普及を着実に促進する必要がある。	
○また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、住民総参加によるスマ	
ートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図るこ	
ととしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が	
可能であることから、電気自動車の普及を促進する必要がある。	

中小企業に対する災害時支援制度の充実等	
主な施策	担当課
災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実	観光産業課
○災害融資制度について、被災した中小企業が速やかに利用できるよう制度	
の周知を図るとともに、災害発生時は、金融相談窓口に中小企業の資金繰	
りや、復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体	
制を充実させる必要がある。	

防災・災害情報提供体制の整備	
主な施策	担当課
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○外国人旅行者に対し、防災に関する情報を提供するため、外国人旅行者個	
人のスマートフォンやタブレットで利用できる、防災・観光情報提供アプ	
リケーション等を構築する必要がある。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
村営温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進	観光産業課
○大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがな	
いように、村営温泉紅富士の湯及び石割の湯管理事務所内の給配湯施設の	
耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行っている。温泉施設整備率は	
40% (令和元年度末)。未着工施設があることから、今後も引き続き、温	
泉施設を整備する必要がある。	

#### 5. 情報通信

防災・災害情報提供体制の整備	
主な施策	担当課
被災者に対する情報提供	総務課
○災害時は、各報道機関との放送(報道)協定に基づく放送(報道)の要請	総合政策課
を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う	
必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による	
情報提供を行う必要がある。災害に関するホームページなどからの問合わ	
せについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努め	
る必要がある。	
災害時広報活動マニュアルの運用	総務課
○住民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、災害時広報活	総合政策課
動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○外国人旅行者に対し、防災に関する情報を提供するため、外国人旅行者個	
人のスマートフォンやタブレットで利用できる、防災・観光情報提供アプ	
リケーション等を構築する必要がある。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。	

庁舎の災害対応力の強化	
主な施策	担当課
各種システムの緊急時運用体制の確立	総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要がある。	
被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備	総合政策課
○被災時でも、情報システムが稼働可能となるよう、情報システムの導入や	
再構築の状況、運用効率、統合サーバ検討状況を勘案し、災害対策が施さ	
れた施設にサーバ等を設置する必要がある。	

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	

被害情報の収集体制の確立	
主な施策	担当課
総合的な防災情報システムの運用	総務課
○迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で	
災害対応状況を共有し、住民に対し速やかに避難情報等を提供するための	
「総合防災情報システム」が平成29年3月に構築されており、その習熟・	
活用を図る必要がある。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る必要	
がある。また、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎	
に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。	

通信機能の強化	
主な施策	担当課
公衆無線LAN環境の整備促進	総務課
○災害時等における住民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線L	
AN(山梨県 FreeWi-Fi)の適切な運用を行うとともに、村の防災拠点等	
への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る必要がある。	
被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備	総務課
○災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設	
の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る必要がある。	

## 6. 交通・物流

緊急物資・燃料の確保	
主な施策	担当課
緊急物資の調達等(調達の協定)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す必	
要がある。	
災害時における燃料確保の推進	総務課
○平成 27 年 12 月、山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLP	
ガス供給等に関する協定を締結しているが、石油等その他の燃料について	
は未締結であり、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹	
線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐	
れがある。	
このため、石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく必	
要がある。	
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達するための具体的な手続きについて、県と協	
力して進めていく必要がある。	

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○防災体制の見直しに伴い、村及び関係機関のより一層の対応力の強化を図	
るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のイン	
フラ復旧対応力の向上を図る必要がある。	
○令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことか	
ら、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能	
や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	

災害に強いまちづくりの推進	
主な施策	担当課
電線類地中化の推進	総合政策課
○魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障	
害を防止するため、電線類地中化を進める必要がある。	

災害時に備えた道路ネットワークの整備推進	
主な施策	担当課
農道の整備	観光産業課
○農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や	
農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路	
の補助的な役割を担っており、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進	
める必要がある。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく必要がある。	

主な施策	担当課
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備	建設水道課
○生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難	
路の確保につながることになるため、引き続き生活道路の整備を推進する	
必要がある。	
スマートICの整備促進	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する必要がある。	
道路・交通網の整備促進	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る必要がある。	
都市計画道路(街路)の整備	総合政策課
○災害に強い街路網を構築するため、湖畔周遊道を整備し、交通の集中を回	
避する必要がある。	
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり	総務課
○富士山火山噴火に伴う降灰は避難行動に重大な影響を及ぼす。山中湖村は	総合政策課
富士山との位置関係及び最多風向並びに火山噴火の歴史から降灰に考慮	
を払う必要があり、特に、安全、円滑な広域避難においては複数の避難路	
の確保が特に重要である。このため、	
①現在整備要望中の一市二村道及び山中湖ー小山間連絡道並びに国道 413	
号線のできるだけ長い区間のトンネル化を要望する必要がある。	
②避難路の降灰対策 (ロードスイーパーなど機材の確保・運用など) に関	
し、県及び富士山火山防災対策協議会に意見・要望するとともに、気象	
台からの情報収集及び関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関して	
意識共有及び連携を図る必要がある。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
橋梁等の長寿命化の推進	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	

道路除排雪計画の運用等	
主な施策	担当課
山中湖村道路除排雪計画の推進	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、見直しを進める必要がある。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る必要がある。	

## 7. 農林水産

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
木質バイオマスの利活用の推進	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進する	
必要がある。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。	

土砂災害対策の推進	
主な施策	担当課
治山事業による土砂災害対策の着実な推進	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する必要がある。	

放射性物質等の検査体制の整備	
主な施策	担当課
農産物の放射性物質等検査体制の整備	総務課
○農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、	
大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な	
検査体制の整備を検討する必要がある。	
流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備	
○村内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災	
害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討	
する必要がある。	

農産物等供給体制の確立	
主な施策	担当課
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達するための具体的な手続きについて、県と協	
力して進めていく必要がある。	

農業の多面的機能の維持・増進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給に寄与すると	
ともに、生産活動の継続により農業が有する多面的機能が発揮され、村土	
保全に大きな役割を果たしている。狭小で不整形な農地や老朽化等により	
機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基	
盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・	
集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村土保全	
につなげる必要がある。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る必要がある。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
6 次産業化支援体制の充実	観光産業課
○農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農産	
物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支	
援し、6次産業化の取組を拡大する必要がある。	
新規就農の促進	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、農業次世	
代人材投資資金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図	
り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。	
就農定着支援の充実	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農	
給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の	
担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。	
企業の農業参入の促進	観光産業課
○企業訪問や参入セミナーを実施し、本村の優位性を PR し、企業の農業参	
入を促進する必要がある。	

# 8. 国土保全(国土保全・環境・土地利用(国土利用))

原子力災害対策の促進	
主な施策	担当課
原子力災害対策の促進	総務課
○山梨県では、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、	
原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関(職員)の資質の向	
上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災	
害に関する知識の普及と啓発を行っている。村としては原子力災害対応力	
の強化のため、原子力防災訓練等へ職員を派遣し、防災関係機関(職員)	
の資質の向上等を図る必要がある。	

災害廃棄物処理体制の整備	
主な施策	担当課
災害廃棄物の処理体制の整備	建設水道課
○災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、「災害廃棄物	
処理計画」の見直しを図るとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・	
訓練による人材育成を図る必要がある。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する必要がある。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する必要がある。	

農業の多面的機能の維持・増進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給に寄与すると	
ともに、生産活動の継続により農業が有する多面的機能が発揮され、村土	
保全に大きな役割を果たしている。狭小で不整形な農地や老朽化等により	
機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基	
盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・	
集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村土保全	
につなげる必要がある。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る必要がある。	

水防対策の推進	
主な施策	担当課
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る必要がある。	
水防訓練の実施	総務課
○洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の	
高揚を図るため、水防訓練を実施する必要がある。	
水防用資材の備蓄の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、必要に応じ引き続き資材の定期的な更新	
及び備蓄を実施する必要がある。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。	
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	

富士山の噴火予測手法の確立等	
主な施策	担当課
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する必要が	
ある。①富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に	
資する観測研究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関	
する研究(噴火シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術	
研究所と連携して実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強	
化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の	
検討及び実証試験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、	
溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立	
する。	
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火災害を軽減するためには、噴火に際して実効的な火山ハザー	
ドマップの方法論の検討とその整備、ハザードマップを使いこなすスキル	
を取得するための防災教育に取り組む必要がある。	

富士山火山防災の推進	
主な施策	担当課
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進	総務課
○富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の	
被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき	
対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、	
静岡県及び山梨県により平成 29 年度に策定。	
更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策に	
は、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備	
する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成 30 年度よ	
り直轄砂防事業が始まった。	
今後は、富士北麓地域8市町村(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、	
富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町)の首長及び議会議長からなる	
富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の一員として	
計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を	
行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。	

#### 【横断的分野】

1. リスクコミュニケーション

災害時相談支援体制の充実	
主な施策	担当課
被災者の総合相談体制の充実	総務課
○相談の多い公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を定期的に収集し	
相談対応を行い、緊急時における適切な情報提供を図っているが、引き続	
き、総合相談体制の充実を図る必要がある。この際、平成30年に山梨県	
弁護士会と締結した大規模災害時における法律相談業務に関する協定の	
活用を図る必要がある。	
村及び消費生活協力員による災害時の消費生活相談窓口の強化	観光産業課
○災害に備え、村の消費生活相談窓口が被災等により開設できない場合の相	
談体制を構築し、消費者被害の防止を図る必要がある。	
災害時の村税救済措置制度の周知・円滑な対応	税務住民課
○災害時の村税救済措置制度(猶予・減免)の円滑な運用を図るため、平時	
からホームページ等で周知を行っている。また、災害発生時には各種媒体	
により同制度の広報を行うこととしている。引き続き、円滑な制度運用を	
図るため、ホームページ等で周知を行う必要がある。	

主な施策	担当課
被災者の生活再建支援の充実	総務課
○被災者生活再建支援制度の円滑な運用を図るため、住民に対して制度の普	福祉健康課
及啓発を行う必要がある。	
災害時におけるDV等被害者生活相談の周知	福祉健康課
○災害時におけるDV被害者の相談体制の整備のため、相談窓口を設置し、	
ホームページ等で周知するとともに、避難所においても周知を図る必要が	
ある。	
災害時の心のケア研修の実施	福祉健康課
○災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、被災者に対	
する心のケアの手法等について研修を実施するなど、心のケアに関する活	
動を行う体制の整備を進める必要がある。	

防災教育等による地域防災力の強化	
主な施策	担当課
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○平成26年9月の御嶽山噴火災害を契機に、平成27年に活動火山対策特別	教育委員会
措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客へ	
の対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕	
組みづくりに取り組む必要がある。	
効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進	総務課
○これまで、村関係課、防災安全センター等において防災に関する研修会へ	
の参加、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、	
一定の成果を上げている。引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実	
を図るため、情報共有、相互連携等を図る必要がある。	
住民の防災意識の啓発・高揚	総務課
○山梨県では、住民の防災意識の一層の向上を図るため、防災安全センター	
において、地震、煙などの体験事業や、起震車を活用しつつ防災知識の習	
得ができる出張講座等を実施するとともに、県のホームページ(やまなし	
防災ポータル) を活用した、各種防災情報や防災知識などの情報提供の充	
実・強化を図っている。村としては、住民の防災意識の一層の向上を図る	
ため、移動防災教育講座等へ参加を奨励する必要がある。	

主な施策	担当課
家庭や事業所等における備蓄充実の促進	総務課
○大規模災害発生時に、家庭や事業所等における必要な水や食料等の備蓄の	
充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、ホームページ等あらゆ	
る機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行っている。引き続	
き、家庭や事業所等における更なる備蓄の充実を促進するため、防災リー	
フレット、講習会、ホームページ等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所	
等に対して普及啓発を行う必要がある。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。	
土砂災害防災訓練の実施	総務課
○土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、毎年6月の	
土砂災害防止月間に合わせて村が行う土砂災害防災訓練において啓発活	
動を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもいえな	
いため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	
警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する住民への広報等の実	総務課
施	
○県では、警戒宣言発令時における住民の自動車の不使用・自粛を図るため、	
これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、県警ホームペ	
ージに搭載するなど、継続的に広報を実施してきているが、より広く周知	
を行うため、各種機会を捉えて引き続き広報を実施する必要がある。	

学校における防災教育等の推進	
主な施策	担当課
砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施	教育委員会
○土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を教えるため、	
毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう	
運動推進強調月間」等に合わせて、小学生を対象に砂防移動教室や河川出	
前講座を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもい	
えないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	
公立小中学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対	教育委員会
策の推進・促進	
○管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会及び避難訓練や災害図上	
訓練等、これらの取組は児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力	
の向上に一定の成果を上げており、引き続き取組を行う必要がある。	

主な施策	担当課
公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上	教育委員会
○県ではこれまで、小・中学校にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実	
施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについ	
ての研修を進めてきた。また、平成 27 年度からは、しなやかな心の育成	
シンポジウムの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要	
性の理解は進んできている。しかしながら、各学校で実施している各種防	
災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているた	
め、村では全教職員に対する研修を促す必要がある。	

ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知	
主な施策	担当課
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。その	
ため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討や	
ハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキル	
を取得するための防災教育に取り組む必要がある。	
液状化の危険度情報の提供	総務課
○山梨県では、液状化の危険度がわかる液状化危険度マップを作成し、ホー	
ムページ等において情報提供を行っており、住民の防災に係る防災意識の	
啓発に役立っている。村としても住民への液状化に対する意識を啓発する	
ため、液状化危険度マップを周知する必要がある。	
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る必要がある。	
河川情報システムの活用	総務課
○防災のための情報提供手段の確立のため、提供する情報を充実するととも	
に、引き続き山梨県総合河川情報システムの活用を図る必要がある。	
土砂災害ハザードマップの周知	総務課
○土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、ハザードマップを用いた、	
地域で行われる避難(防災)訓練等を通じ、住民に土砂災害に係る知識を	
周知するため、村職員向けの講習会(勉強会)を催すなど、定期的に啓発	
活動を実施する必要がある。	
土砂災害等情報システムの活用	総務課
○村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、正確でわかりやすい土砂災害	
関連情報の提供を行うため、山梨県土砂災害警戒情報システム等の活用を	
図る必要がある。	

## 2. 人材育成

人材育成等による地域防災力の強化	
主な施策	担当課
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リ	
ーダー等の活用方策について検討する必要がある。	
防災士の養成	総務課
○防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災	
力の向上を図るため、県等と連携し、防災士養成講座への参加を促進する	
必要がある。	

#### 3. 官民連携

災害時相談支援体制の充実	
主な施策	担当課
大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定	総務課
○地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、住民が専門家に法律や税務	
等の相談を行えるよう平成30年に山梨県弁護士会と締結した大規模災害	
時における法律相談業務に関する協定を継続するとともに、その他の関係	
団体との協定についても検討し、相談できる体制を確保する必要がある。	

NPO等との連携・協働の促進	
主な施策	担当課
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する必要がある。	

## 4. 老朽化対策

公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	
主な施策	担当課
公共施設等総合管理計画の策定	総務課
○これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が	
進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化	
や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から、従	
前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあるこ	
とから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公	
共施設等の最適な配置を実現するため、平成 27 年度に「山中湖村公共施	
設等総合管理計画」を策定した。更に、平成2年度に同計画に基づく施設	
類型ごとの個別施設計画を策定している。今後も、村が管理・所有する公	
共施設等の全体の状況を把握し、総合的かつ計画的な管理を行っていく必	
要がある。	
長期総合計画等の策定	総合政策課
○村の将来像を描き実現することを目的とした第5次山中湖村長期総合計	
画及び第2期山中湖村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと・創生総合戦	
略を継続的に推進するとともにそれぞれ次期計画を整備する必要がある。	

上下水道施設の老朽化対策の促進等	
主な施策	担当課
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る必要がある。	
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要が	
ある。	

道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
生活道路における老朽化対策	建設水道課
○生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策を推進していく必要が	
ある。	
橋梁等の長寿命化の推進	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁	
以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山中	
湖村都市計画マスタープラン」により対策を進める必要がある。	
○道路構造令に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。	

農業用施設等の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給に寄与すると	
ともに、生産活動の継続により農業が有する多面的機能が発揮され、村土	
保全に大きな役割を果たしている。狭小で不整形な農地や老朽化等により	
機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基	
盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・	
集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村土保全	
につなげる必要がある。	

都市公園施設の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
公園施設の長寿命化の推進	総合政策課
○公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行	
ってきている。引き続き、施設の長寿命化を図る必要がある。	
公園の防災活動拠点機能の強化	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進める必要がある。	

教員住宅の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する必要がある。	

# 5. 研究開発

富士山の噴火予測手法の確立等	
主な施策	担当課
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別	教育委員会
措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客へ	
の対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕	
組みづくりに取り組む必要がある。	

# 3 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

#### 1. 直接死を最大限防ぐ

(1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒		
壊による多数の死傷者の発生		
主な施策	担当課	
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進	総務課	
○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び	各課	
必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と		
協定の締結及び連携の強化を図る。		
住民参加型の地震防災訓練の実施	総務課	
○住民の防災意識の高揚を図るため、県、村、防災関係機関、住民等と連携		
した住民参加型の地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図る。		
公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	総務課	
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	教育委員会	
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機		
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ		
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う。		
木造住宅等の耐震化の促進	総合政策課	
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に		
着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等へ		
の補助を行い、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅		
はまだ数多くあり、別荘地等を含めた木造住宅の耐震化の促進を図る。		
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物		
耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問		
を行うとともに、建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細か		
な対策を推進する。		

主な施策	担当課
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の	
診断実施を目指して、補助事業を継続する。今後は、診断が義務となる建	
築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物	
については、耐震改修工事等を促す。	
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する。	
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施	総合政策課
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業	
を実施する。	
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び(一社)全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社)山梨県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社) 山梨県建設業協会都留支部) 及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施していく。また、村として借上げ型応急仮設住宅の提供につい	
て、関係団体と広域協定の締結を検討する。	
空き家対策の推進	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する。	
TY Z T T T T T T T T T T T T T T T T T T	

主な施策			担当課
公園施設の長寿命化の推進			総合政策課
○公園施設の安全性の確保を図るため、日常点検や	定期点検を集	<b>尾施するとと</b>	
もに施設の長寿命化を図る。			
公園の防災活動拠点機能の強化			総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現	状の防災活動	<b>カ拠点機能に</b>	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を	:想定した、勇	見なる機能強	
化につながる整備について検討を進めていく。			
電線類地中化の推進			総合政策課
○魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障			
害を防止するため、電線類地中化を進める。			
橋梁等の長寿命化の推進			建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化			
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。			
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ			
き、適切な維持管理を行っていく。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
協定締結団体数	49 団体(R2)   60 団体(R	60 団体(R7)	総務課
防	49 回体(以2)	00 团体([[])	各課
小中学校の避難所運営マニュアル策定割合	0% (R2)	100% (R7)	総務課

(1-2)住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による。	多数の死傷者
の発生	
主な施策	担当課
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施	総務課
○引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救	
助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時	
見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。	
住民参加型の地震防災訓練の実施(再掲)	総務課
○住民の防災意識の高揚を図るため、県、村、防災関係機関、住民等と連携	
した住民参加型の地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図る。	
庁舎等の耐震化の推進	総務課
○引き続き耐震性のない村有建物の耐震改修及び解体等を実施する。今後	
は、村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。	
教員住宅の長寿命化の推進(再掲)	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する。	
空き家対策の推進(再掲)	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する。	
村立文化施設等における防災対策の推進	教育委員会
○村立文化施設等(文学の森各施設、情報創造館)の来館者を災害時に安全	
に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施してお	
り、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者	
の安全の確保のため、継続して取組を行う。	
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進していく。	
保育所等の耐震化の促進	福祉健康課
○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提	
供、助言などを行っていく。	
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進	教育委員会
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続	
き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	
とともに適切な維持管理を行う。	

主な施策			担当課
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施(再			総合政策課
掲)			
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業			
を実施する。			
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の	)促進		福祉健康課
○高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の	避難所として	活用するた	
め、村と施設で協定締結を進めている。在宅の要	配慮者が高齢	命者施設を利	
用する体制の構築を進める。			
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討			福祉健康課
○日頃から施設ごとの受入れ可能数を周知し、高齢	諸権設の入所	「者の相互受	
入れや在宅要配慮者の避難受入れ体制の整備とそ	との運用を図る	5.	
災害時の介護支援者の確保推進			福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護	職員研修の実	<b>尾施事業者の</b>	
指定を進める。			
要配慮者等の避難場所としての児童福祉施設の利用	月の促進		福祉健康課
○災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用	するため、引	き続き、施	
設の本来機能を著しく低下させない範囲で施設	の状況に応じ	た助言を行	
う。			
要配慮者等の避難場所としての障害者福祉施設の利	川用の促進		福祉健康課
○被災障害者のための一時的な避難所として障害者福祉施設を活用するた			
め、地域的なバランスに配慮しつつ、障害者福祉施設との協定締結等につ			
いて推進していく。			
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の	の協力体制の特	<b></b>	福祉健康課
○災害時の障害者福祉施設間において被災障害者	の受入れを円	]滑に行うた	
め、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行			
えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。			
障害者に対する情報支援体制の構築			福祉健康課
○被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派			
遣マニュアルが策定されているが、新たに発達障害者が情報支援の対象と			
して国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにして			
いくか検討する。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
庁舎施設の耐震化施設数	41 施設 100%(R2)	41 施設 100%(R7)	総務課
小中学校の耐震化	65% (R2)	100%(R7)	教育委員会
障害者に対する情報支援体制の構築	策定なし	策定予定	福祉健康課
(マニュアル策定)		• • •	

(1-3)豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る。	
水防訓練の実施	総務課
○洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の	
高揚を図るため、必要により水防訓練を実施する。	
水防用資材の備蓄の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、必要により水防用資材の定期的な更新と	
備蓄を行う。	

(1-4)富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
広域応援協定の具体的運用体制の整備	総務課
○近隣市町村の相互応援の実効性を高めるため、各市町村等と協定を締結す	
るとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、必要に応じ計	
画の見直しを行う。	
富士山火山広域避難計画の改訂に伴う山中湖村避難計画の改定及び訓練の	総務課
実施(広域的な避難への対応の検討)	
○富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化	
のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、	
令和2年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直	
し及び富士山火山防災対策協議会の広域避難計画の改定に伴い山中湖村	
富士山火山避難計画の改定を行う。更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的	
な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町	
村域を越えた広域避難先のに係る調整のあり方について、引き続き検討を	
行うとともに新たに広域避難先に指定された市町村との間に協定を締結	
する。	
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進	総務課
○富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定される	
ため、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施、避難行動要支援	
者の避難における人的支援に関する協定を検討する。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信し	
ていく。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る。ま	
た、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎に設置した	
高所カメラやテレビ会議システムを活用する。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。	

主な施策	担当課
スマートICの整備促進	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する。	
道路・交通網の整備促進	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る。	
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する。①富士	
山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研	
究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関する研究(噴	
火シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携	
して実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防	
災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討及び実証	
試験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火	
砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立する。	
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、住民を対象とする火	教育委員会
山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のためのワークショップや	
シンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識	
などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校において火山防災教育を	
推進する。	
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。その	
ため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討や	
ハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキル	
を取得するための防災教育に取り組む。	

主な施策			担当課
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進	鱼		総務課
○富士山の火山噴火時における生命・財産への被害	軽減及び避難	鮮時間を最大	
限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防	計画」に基っ	がき、ハード	
対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速	かつ効果的に	工実施し、火	
山防災対策の推進を図るとともに富士山火山噴	火対策砂防事	業を促進す	
るための期成同盟会と連携し、計画に基づく事業	美海、実践的	な支援体制	
の構築等について、国に要望を行い、富士山火山。	賁火減災対策	を促進する。	
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図	る体制づくり	)	総務課
○富士山火山噴火に伴う降灰は避難行動に重大な景	/響を及ぼす。	山中湖村は	総合政策課
富士山との位置関係及び最多風向並びに火山噴	火の歴史から	降灰に考慮	
を払う必要があり、特に、安全、円滑な広域避難	においては複	夏数の避難路	
の確保が特に重要である。このため、			
①現在整備要望中の一市二村道及び山中湖ー小山	1間連絡道並で	ドに国道 413	
号線のできるだけ長い区間のトンネル化を要望	<b>書する。</b>		
②避難路の降灰対策 (ロードスイーパーなど機材	†の確保・運用	目など) に関	
し、県及び富士山火山防災対策協議会に意見・	要望するとと	もに、気象	
台からの情報収集及び関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関して			
意識共有及び連携を図る。			
重要業績指標	Ę.		
指標の名称	現状値	目標値	担当課
山中湖村富士山火山避難計画の改定	作成(H28)	改定(R5)	総務課
		R5. 3	
	1市	避難先:	
富士山火山避難に関する協定(避難先、避難支援)	(甲州市)	指定数	総務課
苗工山八山赶無に関りる励化(赶無兀、赶無又抜)	(R2)	R4. 3	<b>松/</b>
	(R4)	避難支援	
		1 団体	

(1-5)大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
主な施策	担当課
要配慮者支援マニュアル等の運用	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、今後は社会福祉協議会と連携して	
行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。	
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施(再掲)	総務課
○大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等へ	
の対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び	
職員の危機管理意識の醸成を図る。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	
治山事業による土砂災害対策の着実な推進	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する。	
富士山の斜面災害に関する研究成果の入手・活用	総務課
○富士山では火山災害以外にも雪代、雪崩、落石等の斜面災害が発生してお	
り、山梨県が実施する、これらの発生の検知手法、危険情報の発信手法な	
どについての成果を入手し、これらを村の地域防災計画や避難訓練及び住	
民意識の啓発に活用する。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	総務課
○平成 29 年度に改正された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内	教育委員会
の要配慮者利用施設を山中湖村地域防災計画に位置付けるとともに、当該	
施設(山中湖中学校、東小学校)の避難確保計画の作成及び避難訓練の実	
施を促進する。	
重要業績指標	
指標の名称 現状値 目標値	担当課
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施 毎年実施 毎年実施	総務課
再到春老利用抗乳の破粉が原用乳面が大学を 0.7pg) 0.7pg) 0.7pg)	総務課
要配慮者利用施設の避難確保計画作成数 0(R2) 2(100%)(R7)	教育委員会

主な施策 他自治体との連携推進 ○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震) や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害 に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を 推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握 や改善を推進する。 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲) ○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び 必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と 協定の締結及び連携の強化を図る。 透析患者の支援体制の整備 ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の 人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳 の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析 患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等 と連携して検討する。 緊急時の物資調達・輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に おける物質の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。 総務課 ○災害時における燃料確保の推進 ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外 からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動 等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給 油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲) 総務課	(1-6)豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  ○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  炎害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	主な施策	担当課
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広城連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲) 総務課  ○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定) 総務課  ○災害時における燃料確保の推進  ○以害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	他自治体との連携推進	総務課
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  (災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ()山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広城連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。 透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
や改善を推進する。  災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  ○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び 必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と 協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の 人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳 の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析 患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等 と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関 する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について 検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外 からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動 等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給 油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連 盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)  ○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び 必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と 協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の 人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び 必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と 協定の締結及び連携の強化を図る。  透析患者の支援体制の整備 ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の 人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳 の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析 患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等 と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定) ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進 ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関 する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について 検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外 からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動 等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給 油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連 盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	や改善を推進する。	
必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。 透析患者の支援体制の整備  ①災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ②災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(再掲)	総務課
協定の締結及び連携の強化を図る。 透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び	各課
透析患者の支援体制の整備  ○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と	
<ul> <li>○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。</li> <li>緊急物資の調達等(調達の協定)</li> <li>○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。</li> <li>災害時における燃料確保の推進</li> <li>○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。</li> </ul>	協定の締結及び連携の強化を図る。	
人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  (災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  (災害時における燃料確保の推進  ()山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	透析患者の支援体制の整備	福祉健康課
の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析 患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等 と連携して検討する。 緊急物資の調達等(調達の協定) 総務課 〇災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。 災害時における燃料確保の推進 総務課 〇山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関 する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について 検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外 からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動 等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給 油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連 盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の	
患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定) 総務課  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳	
と連携して検討する。  緊急物資の調達等(調達の協定)  ※務課  ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。  災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析	
緊急物資の調達等(調達の協定) 総務課 ○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。 災害時における燃料確保の推進 総務課 ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等	
<ul> <li>○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。</li> <li>災害時における燃料確保の推進</li> <li>○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。</li> </ul>	と連携して検討する。	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。 災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	緊急物資の調達等(調達の協定)	総務課
災害時における燃料確保の推進  ○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。	
する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	災害時における燃料確保の推進	総務課
検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関	
からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について	
等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給 油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連 盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外	
油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連 盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動	
盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給	
	油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲) 総務課	盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	施する。	

主な施策			担当課
山中湖村道路除排雪計画の推進		建設水道課	
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪			
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施			
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。			
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め			
る。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
協定締結団体数 49 団体(R	40 ⊟ (+ (po)	9 団体(R2) 60 団体(R7)	総務課
	49 四体 (K2)		各課

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1)交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない	/ 事態
主な施策	担当課
災害時における燃料確保の推進(再掲)	総務課
○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関	
する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について	
検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外	
からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動	
等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給	
油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連	
盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	
備蓄資機材の確保	総務課
○様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した	
備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引	
き続き備蓄資機材の確保を図る。	
耐震性貯水槽の整備の促進	総務課
○村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の災害時の有効活用に	
ついて検討を行う。	
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	

主な施策	担当課
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び	
村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備	
をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの	
評価(点検作業)を行い、必要に応じて見直しを行う。	
高齢者施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況	
を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防	
災資機材等の整備を促進させる。	
児童福祉施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○児童福祉施設(保育所、児童養護施設等)に対する非常用物資の備蓄リス	
ト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防	
災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確	
認する。	
医薬品等の備蓄・供給体制の整備	福祉健康課
○災害時の医療救護に必要な医薬品等の備蓄品目の見直しや検討を行って	
いくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合	
の対応策を検討する。	
緊急物資の調達等(調達の協定)(再掲)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	

主な施策		担当課
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)		総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の	の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山門	賁火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、	、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。		
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備		建設水道課
○沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の	の整備	
を推進する。		
スマートICの整備促進(再掲)		総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート	ΙCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られるこ。	となど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する。		
道路・交通網の整備促進(再掲)		総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、	災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村社	道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目打	省すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しな	がら、	
道路整備を図る。		
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)		建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長男	寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。		
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令は	こ基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。		
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)		建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の	の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、	公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進め	る。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施で	を進め	
る。		
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)		総務課
○災害救助用米穀を国から調達し、村へ引き渡すための具体的な手続きにつ		
いて、県と連携を取りながら進めていく。		
重要業績指標		
指標の名称 現状値 目標	票値	担当課
ストックマネジメント策定 未策定(R2) 策定完	了(R7)	建設水道課
下水道管路施設の耐震化 19%(R2) 35%	(R7)	建設水道課

(2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
主な施策	担当課
緊急物資の調達等(調達の協定)(再掲)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備	
を推進する。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。	
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る。	
治山事業による土砂災害対策の着実な推進(再掲)	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する。	

(2-3) 救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通	網やライフラ
インの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	
主な施策	担当課
他自治体との連携推進(再掲)	総務課
○他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	11.0.123 PATC
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
や改善を推進する。	
災害装備資機材の整備の推進	総務課
○災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動	
に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。	
消防防災ヘリポートの確保・整備の促進	総務課
○大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に	
行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、村におけ	
るヘリポートの確保・整備を図る。	
防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防	
災訓練(上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等)において、自衛	
隊へリ、県警へリ、ドクターへリ、消防防災へリ、応援航空機等による県	
との合同訓練に参加する。	
公園の防災活動拠点機能の強化(再掲)	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進めていく。	
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	総務課
○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常	各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で	
きるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討し	
ていく。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施	福祉健康課
○災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震	
防災訓練などを通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の	

実施等を促す。

主な施策	担当課
災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進	福祉健康課
○災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを	İ
行い、関係団体との協力関係の強化を図る。	İ
ドクターヘリの離着陸場の整備	総務課
○ドクターへリの機動力を生かすため、引き続き県と連携を図りながら散水	İ
不要なランデブーポイントの確保を図る。	İ
診療所における業務継続計画(BCP)の策定・活用の推進	福祉健康課
○災害時の対応能力の強化を図るため、県が主体となって実施する訓練に医	İ
療機関の参加を促すとともに、セミナーを開催するなどして診療所におけ	İ
るBCPの整備を支援する。また、BCPを整備した診療所に対しても、	İ
引き続きBCPに基づいた定期的な研修等の実施や、より実態に即した内	İ
容への見直しを促す。	
透析患者の支援体制の整備(再掲)	福祉健康課
○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の	İ
人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳	İ
の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析	1
患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等	1
と連携して検討する。	

(2-4)想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等		
の供給不足		
主な施策	担当課	
帰宅困難者等の搬送体制の構築	総務課	
○帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継	観光産業課	
続的な意識共有と連絡体制を確保する。		
帰宅困難者対策の推進	総務課	
○帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレスト		
ラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。また、公共機関等		
での一時的な受入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めると		
ともに協定締結も推進する。		
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備(再掲)	総務課	
○災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信し		
ていく。		

(2-5)富士山火山噴火、地震等に伴う主要交通路の寸断により、避難でき	きない事態
主な施策	担当課
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進(再掲)	総務課
○富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定される	
ため、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施、避難行動要支援	
者の避難における人的支援に関する協定を検討する。	
富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進	総務課
○増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へ	
スピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするため、関係都県をはじ	
め、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避	
難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立を図る。	
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用(再掲)	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する。①富士	
山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研	
究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関する研究(噴火	
シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携し	
て実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災	
情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討及び実証試	
験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕	
流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立する。	
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進(再掲)	総務課
○富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減及び避難時間を最大	
限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード	
対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火	
山防災対策の推進を図るとともに富士山火山噴火対策砂防事業を促進す	
るための期成同盟会と連携し、計画に基づく事業実施、実践的な支援体制	
の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する。	

(2-6)被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
主な施策			担当課
平時からの予防措置			福祉健康課
○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防	方接種を促進す	する。また、	
新型コロナウイルスが被災地等で発生した場合に	こは、クラスタ	7一の発生等	
を予防するため、被災者同士の密を避け、ソーシ	(ヤルディスタ	マンス (およ	
そ2m程)がとれるよう配慮する。			
放射線の影響に関する相談体制の整備			福祉健康課
○原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のた			
め、福島の事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談			
窓口の開設等についての見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談			
事業が実施できるよう相談体制を整備する。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
平時からの予防措置	策定済	適時見直し	行礼御事調
(新型インフルエンザ等対策行動計画)	(R2)	(R7)	福祉健康課

(2-7)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康	状態の悪化・
死者の発生	
主な施策	担当課
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施	総務課
○村における適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基	福祉健康課
に、避難所で適切な取組が行われていくよう支援する。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施	総務課
○地域の災害対応力の充実のため、引き続き総合防災訓練の場において、避	福祉健康課
難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。	教育委員会
	観光産業課
被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	総務課
○被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」	建設水道課
を検討・作成するとともに、村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の	観光産業課
同行避難に対する考え方を周知する。また、関係団体と相互連携した被災	
動物の救護を行うため、獣医師会等の関係団体と相互連携に関する協定を	
締結する。	
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進(再掲)	教育委員会
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、公立小	
中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進とともに	
適切な維持管理を行う。	

主な施策	担当課
公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	教育委員会
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	21,721,21,21
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機	
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ	
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う。	
木造住宅等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物	
耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問	
を行うとともに、県や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ	
細かな対策を推進する。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進(再掲)	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び (一社) 全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社) 山梨県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社)山梨県建設業協会都留支部)及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施していく。また、村として借上げ型応急仮設住宅の提供につい	
て、関係団体と広域協定の締結を検討する。	
基幹的水道施設の耐震化の促進(再掲)	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	
教員住宅の空室の提供マニュアルの整備・運用	教育委員会
○災害時に被災者に対して教員住宅の空室の提供を行うため、引き続き入居	
マニュアルの整備、運用を実施する。	
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○在宅の要配慮者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める。	

主な施策	担当課
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討(再掲)	福祉健康課
○日頃から施設ごとの受入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受	İ
入れや在宅要配慮者の避難受入れ体制の整備とその運用を図る。	İ
災害時の介護支援者の確保推進(再掲)	福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員研修の実施事業者の	İ
指定を進める。	1
要配慮者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き、施	İ
設の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状況に応じた助言を行	İ
う。	1
要配慮者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進(再掲)	福祉健康課
○被災障害者のための一時的な避難所として障害者福祉施設を活用するた	İ
め、地域的なバランスに配慮しつつ、障害者福祉施設との協定締結等につ	İ
いて推進していく。	
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築(再掲)	福祉健康課
○災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受入れを円滑に行うた	İ
め、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行	İ
えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。	
要配慮者支援マニュアル等の運用(再掲)	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、今後は社会福祉協議会と連携して	İ
行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保(再掲)	福祉健康課
○災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び	İ
村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備	İ
をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの	İ
評価(点検作業)を行い、必要に応じて見直しを行う。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震	İ
防災訓練などを通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の	İ
実施等を促す。	
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	1
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	1
などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。	i

主な施策			担当課
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施	要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施		
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮	者に対する過	<b>達難誘導、ボ</b>	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、	引き続き山秀	以県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会	福祉協議会の	)福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する。			
災害時における保健指導マニュアル(保健師活動マニュアル)の作成			福祉健康課
○災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、			
保健所及び村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニ			
ュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることに			
よりマニュアルの評価を行う。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	策定	適時見直し	<b>短机盘电</b> ==
(マニュアル策定)	(R2)	(R7)	福祉健康課

## 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1)交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関	の長期にわた
る機能不全	
主な施策	担当課
非常用発電機用燃料タンクの満量化	総務課
○災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃	
料タンクの満量化を実施する。	
庁構内地下タンクの満量化	総務課
○災害時における燃料を確保するため、引き続き庁舎内地下タンクに灯油等	
を常時一定量の確保を継続する。	
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	総務課
○災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁	
可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。	
災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化	会計課
○システム障害時の会計事務処理の実効性を確保するため、財政 G や地域情	
報G職員と連携し、「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」	
の共有と、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施する。	
災害時における村長への連絡体制の強化	総務課
○大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施によ	
り、引き続き災害時において、村長が迅速に災害状況を把握し、判断や指	
示が行えるような体制の整備を図る。	

主な施策	担当課
勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化	総務課
○大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合	
を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員	
を登録し、業務を明確化する。	
非常参集体制の確立	総務課
○大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施	
し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参	
集体制の見直しを行う。	
災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し	総務課
○平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに	
災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部	
を設置するなどの防災組織体制の強化等を図った。更に、平成 28 年の熊	
本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の	
課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図っ	
たが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体	
制等の検証・見直しを行う。	
災害対応に関する職員研修の充実・強化	総務課
○防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施する	
とともに、災害時職員初動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を	
実施する。	
村議会における非常参集体制の強化(連絡手段、連絡体制の整備)	議会事務局
○職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度	
当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及	
び休日等における緊急連絡網の確認を行う。	
現地災害対策本部への職員派遣体制の確立	総務課
○防災体制の見直しに伴い、災害時に現地からの情報連絡を確保するため職	
員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急	
復旧や救援物資の要請・供給等、事務処理できる体制を整備・検証する。	
各区の災害対応力の強化支援	総務課
○各区(自主防災会)の災害対応力の強化を図るため、引き続き防災倉庫の	福祉健康課
点検・物品の更新、避難所運営ゲーム等の図上訓練の支援などを行うとと	
もに、これらに加えて各区防災役員の創設、地区防災計画・避難行動要支	
援者の個別計画の策定支援など助言や技術的支援を行う。	
庁舎等の耐震化の推進(再掲)	総務課
○引き続き耐震性のない村有建物の耐震改修及び解体等を実施する。今後	
は、村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。	

主な施策			担当課
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進(再掲)			総務課
  ○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常			各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で			
きるコージェネレーションシステムや燃料電池	等の導入につ	いて検討し	
ていく。			
各種システムの緊急時運用体制の確立			総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情	「報システム <i>の</i>	)稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は	は困難となる。	万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を	行う。		
被災時における主要な情報システムの稼働環境の盟	<b></b>		総合政策課
○主要な情報システムについて、大規模災害を想定	した地震対策	、水害対策、	
停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確	[保されたデー	-タセンター	
に設置するとともに、データの破壊・消失時に最	新に近い状況	記に速やかに	
復旧できるようにバックアップデータについて	もシステムが	設置されて	
いるデータセンターとは別のデータセンターにオンラインで日々保管す			
る。			
行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化			総合政策課
○行政データ・プログラム等の保全のため、引き続きバックアップについて			
の注意喚起を図る。			
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)			建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行	<sub>テ</sub> うため、山中	型湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施			
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。			
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づ	く除雪作業の	実施を進め	
る。			
重要業績指標	票		
指標の名称	現状値	目標値	担当課
地区防災計画策定数 (区)	0 (R2)	4 (R7)	総務課
2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	七竿孛 (DO)	<b>学</b> 会 (D7)	総務課
避難行動要支援者個別計画	未策定 (R2)	策定 (R7)	福祉健康課
庁舎施設の耐震化施設数	41 施設	41 施設	総務課
/ 」 ロ 心吸 以 / 川 ) 辰   山心 以	100% (R2)	100% (R7)	小心 1分 时代

#### 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
主な施策	担当課
各種システムの緊急時運用体制の確立(再掲)	総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う。	
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
主な施策	担当課	
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課	
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を		
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく		
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。		

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 難行動や救助・支援が遅れる事態	ができず、避
主な施策	担当課
公用車両の災害対応機能の強化	総務課
○公用車を被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材等の整備を進	
める。	
様々な事態を想定した図上訓練等の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るた	
め、村が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序	
だって時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実	
施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、そ	
れを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュ	
アルの見直し等に反映する。	
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備(再掲)	総務課
○災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信し	
ていく。	

主な施策	担当課
被災者に対する情報提供	総務課
○住民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送(報道)	総合政策課
協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送(報道)の要請を行う。	
また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行	
う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討す	
る体制を確保する。災害に関するホームページなどからの問合わせについ	
ては、迅速な対応に努める。特に災害時においては、即時性を求める投稿	
も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において	
対応を行う体制を確保する。	
災害時広報活動マニュアルの運用	総務課
○住民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを	総合政策課
随時点検し、必要に応じ見直しを行う。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する。	
総合的な防災情報システムの運用	総務課
○迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で	
災害対応状況を共有し、住民に対し速やかに避難情報等を提供するための	
「総合防災情報システム」が平成29年3月に構築されており、その習熟・	
活用を図る。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立(再掲)	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る。ま	
た、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎に設置した	
高所カメラやテレビ会議システムを活用する。	
公衆無線LAN環境の整備促進	総務課
○災害時等における住民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線L	
AN(山梨県 FreeWi-Fi)の適切な運用を行うとともに、村の防災拠点等	
への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る。	
被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備	総務課
○災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設	
の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。	

### 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産		
主な施策	担当課	
災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実	観光産業課	
○被災した中小企業を支援するため、災害融資制度について、ホームページ		
等を活用して周知を図るとともに、災害発生時の金融相談体制について、		
対応窓口の増員や職員の専門性の向上を図る。		

(5-2)エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン	の維持への甚
大な影響	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	
災害時における燃料確保の推進(再掲)	総務課
○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関	
する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について	
検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外	
からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動	
等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給	
油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連	
盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	

(5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断によ への甚大な影響	る物流・人流
主な施策	担当課
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	総務課
○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、県と連携して各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。	

主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲)	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	
○災害時の円滑な交通を確保するため、関係機関の連携による検討・調整等	
を行う体制に速やかに移行できるよう、平時から体制構築に向けた取組を	
推進する。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備	
を推進する。	
スマートICの整備促進(再掲)	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。	
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、山中湖村の除雪	
計画に基づき、今後の降雪状況の変化や、村内道路の新設・改築、公共施	
設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る。	

(5-4)食料等の安定供給の停滞	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設	
などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得	
の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動	
を持続し、農地の荒廃防止、村土保全につなげる。	
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)(再掲)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達し、村へ引き渡すための具体的な手続きにつ	
いて、県と連携を取りながら進めていく。	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ るとともに、早期に復旧させる

#### (6-1) 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長 期間にわたる機能の停止 主な施策 担当課 災害に強い電力供給体制の強化 総務課 ○台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、村等が連携して電 力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害(停電)を最小限に抑え るとともに、できるだけ早期の復旧を目指す。更に、大規模電源からの電 力供給が途絶した場合でも住民生活への影響を最小限に抑えるため、災害 に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保を推進 することにより、電力供給体制の強靱化を図る。 自立・分散型エネルギーの推進 総務課 ○家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失に も有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進する。 発災後のインフラ復旧対策の推進(再掲) 総務課 ○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を 図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく 実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。 木質バイオマスの利活用の推進 建設水道課 ○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と 観光産業課 エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進す る。

主な施策			担当課
燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進			総務課
○FCV(燃料電池自動車)は、災害時に電力供給	ネットワーク	が停止した	
際の代替電源として活用が可能であることから、	FCV導入に	に係る国の支	
援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、F	CV運行の基	<b>基盤となる水</b>	
素ステーションの整備の促進、FCVの導入を低	足進する。また	こ、「やまな	
しエネルギービジョン」に基づき、住民総参加によるスマートな省エネル			
ギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図ることとしており、			
災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であるこ			
とから、電気自動車の普及を促進する。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
FCV(燃料電池自動車)導入台数	0台(R2)	3台(R7)	√小≾欠∃田
FCV(バス)導入台数	0台(R2)	1台 (R7)	総務課

(6-2)長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	
主な施策	担当課
流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を広域で	
連携して実施する。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する。	
基幹的水道施設の耐震化の促進(再掲)	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	
下水道施設の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	
下水道施設の耐震化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る。	

主な施策			担当課
村営温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進			観光産業課
○大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがな			
いように、引き続き、村営紅富士の湯及び石割の湯管理事務所内の給配湯			
施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を継続的に行う。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
水道施設の耐震化整備率	0% (R2)	着手 (R7)	建設水道課
ストックマネジメント策定	未策定(R2)	策定完了(R7)	建設水道課
下水道管路施設の耐震化	19% (R2)	35% (R7)	建設水道課

(6-3)地域交通ネットワークの分断	
主な施策	担当課
実践的な交通規制訓練等の実施	総務課
○大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、山梨県交通規制計画の適	
切な運用を図る。また、必要に応じ各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、	
緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練に参加するとともに、緊急通	
行車両の確認手続き及び標章交付について研修を受けることで、適切な交	
通規制の実施を図る。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	
長期総合計画等の策定	総合政策課
○村の将来像を描き実現することを目的とした第5次山中湖村長期総合計	
画及び第2期山中湖村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと・創生総合戦	
略を継続的に推進するとともにそれぞれ次期計画を整備する。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備(再掲)	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。	
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備(再掲)	建設水道課
○沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備	
を推進する。	

主な施策	担当課
スマートICの整備促進(再掲)	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する。	
道路・交通網の整備促進(再掲)	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る。	
都市計画道路(街路)の整備	総合政策課
○災害に強い街路網を構築するため、湖畔周遊道を整備し、交通の集中を回	
避する。	
橋梁等の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。	
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。	
山中湖村道路除排雪計画の推進(再掲)	建設水道課
○これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えている	
が、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、	
効率的な道路の除雪を行う。	
○他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する。	

(6-4)防災インフラの長期間にわたる機能不全	
主な施策	担当課
災害時における電源確保の推進	総務課
○災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとと	各課
もに、集中型電源が喪失した際の復旧までの緊急電源の確保を促進する。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(再掲)	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	

#### 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### (7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通 麻痺

麻痺	
主な施策	担当課
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進(再掲)	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進していく。	
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調	総務課
査の実施	総合政策課
○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実	
施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル	
等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも	
に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく。	
下水道施設の長寿命化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	
下水道施設の耐震化の推進(再掲)	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る。	
下水道地震対策	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、引き続き訓練等を実施する。	

主な施策			担当課
災害時における下水道応急復旧体制の強化(再掲)			建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の			
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
ストックマネジメント策定	未策定(R2)	策定完了(R7)	建設水道課
下水道管路施設の耐震化	19% (R2)	35% (R7)	建設水道課

(7-2)有害物質の大規模拡散・流出	
主な施策	担当課
流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備	総務課
○村内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災	
害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討	
する。	
農産物の放射性物質等検査体制の整備	総務課
○農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、	
大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な	
検査体制の整備を検討する。	
原子力災害対策の促進	総務課
○原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣す	
るなど、防災関係機関(職員)の資質の向上等を図る。	

(7-3)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
主な施策	担当課
農道の整備	観光産業課
○農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や	
農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路	
の補助的な役割を担っており、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進	
める。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る。	

主な施策			担当課
木質バイオマスの利活用の推進(再掲)			建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・	林業・木材産	産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バ	イオマスの利	用を促進す	
る。			
6 次産業化支援体制の充実			観光産業課
○農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力	]の向上を図る	るため、6次	
産業化に取り組もうとする農業者等に対して、そ	のニーズに応	ぶじた支援を	
実施し、6次産業化の取組を拡大する。			
新規就農の促進			観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増	曾加させるた&	め、農業次世	
代人材投資資金の活用やアグリマスターによる	就農定着支援	その拡充を図	
り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。			
就農定着支援の充実			観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農			
給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の			
担い手の確保・育成対策を推進する。			
企業の農業参入の促進			観光産業課
○耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業			
訪問や参入セミナーを実施し、本村の優位性を PR し、企業の農業参入を			
促進する。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
6 次産業化サポートセンターによる支援件数	0件(R2)	1件(R7)	観光産業課
年間新規就農者数	0人(R2)	1人(R7)	観光産業課
荒廃農地面積	42ha (R2)	23ha (R7)	観光産業課

#### 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に	に遅れる事態
主な施策	担当課
災害廃棄物の処理体制の整備	建設水道課
○災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、「災害廃棄物	
処理計画」の見直しを図るとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・	
訓練による人材育成を図る。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。	

(0 0) 佐田 佐朗と担き上社院のプロ 地替って ここ、の出席際によ	
(8-2) 復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等によ が大幅に遅れる事態	り復旧・復興
	+u \/ ⇒m
主な施策	担当課
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する。また、今後は地域防災リーダー等の	
活用方策について検討する。	
自主防災組織の防災資機材の整備促進	総務課
○地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用によ	
る防災資機材等の整備を図っていくが、どの組織を優先するかをよく見極	
め、実施する。	
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する。	
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施(再掲)	総務課
○村における適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基	福祉健康課
に、避難所で適切な取組が行われていくよう支援する。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施(再掲)	総務課
○地域の災害対応力の充実のため、引き続き総合防災訓練の場において、避	福祉健康課
難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。	教育委員会
	観光産業課
防災士の養成	総務課
○地域における防災力の向上を図るため、防災士養成講座への参加を促進す	
る。	

主な施策	担当課
消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進	総務課
○地域の消防力の強化のため、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取	
り組む。	
消防団の救助資機材等の整備促進	総務課
○災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装	
備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き村の消防団の	
救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。	
買い物弱者対策への支援	福祉健康課
○地域の商店や商店街が行う買い物弱者対策の取組を、関係機関等と連携し	
て支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の	
活性化を図る。	
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震	
防災訓練などを通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の	
実施等を促す。	
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進(再掲)	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	
などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。	
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施(再掲)	福祉健康課
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボ	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する。	
ボランティアコーディネーター養成等の促進	福祉健康課
○社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質	
向上のため、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等に	
ついて一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボラン	
ティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高	
揚を図る。	
ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、山中湖	
村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を	
促進する。	

主な施策			担当課
老人クラブの活動への支援			福祉健康課
○老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活			
性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、			
引き続き支援を行う。			
重要業績指標			
指標の名称	現状値	目標値	担当課
地域防災リーダー養成講座受講者数	0 人 (R2)	4人 (R7)	総務課
消防団員の充足率	76% (R2)	76% (R7)	総務課

(8-3)地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
主な施策	担当課
老人クラブの活動への支援(再掲)	福祉健康課
○老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活	
性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、	
引き続き支援を行う。	

# 4 施策分野ごとの推進方針

#### 1. 行政機能/消防/防災教育等

庁舎の災害対応力の強化	
主な施策	担当課
非常用発電機用燃料タンクの満量化	総務課
○災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃	
料タンクの満量化を実施する。	
公用車両の災害対応機能の強化	総務課
○公用車を被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材等の整備を進	
める。	
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	総務課
○災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁	
可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。	
災害時における燃料確保の推進	総務課
○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関	
する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について	
検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外	
からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動	
等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給	
油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連	
盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	
災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化	会計課
○システム障害時の会計事務処理の実効性を確保するため、財政 G や地域情	
報G職員と連携し、「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」	
の共有と、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施する。	

防災体制の充実・強化	
主な施策	担当課
災害時における村長への連絡体制の強化	総務課
○大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施によ	
り、引き続き災害時において、村長が迅速に災害状況を把握し、判断や指	
示が行えるような体制の整備を図る。	
勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化	総務課
○大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合	
を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員	
を登録し、業務を明確化する。	

主な施策	担当課
非常参集体制の確立	総務課
○大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施	
し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参	
集体制の見直しを行う。	
災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し	総務課
○平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに	
災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部	
を設置するなどの防災組織体制の強化等を図った。更に、平成 28 年の熊	
本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の	
課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図っ	
たが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体	
制等の検証・見直しを行う。	
災害対応に関する職員研修の充実・強化	総務課
○防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施する	
とともに、災害時職員初動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を	
実施する。	
他自治体との連携推進	総務課
〇他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震(南海トラフ地震)	
や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本村に起こりうる大規模災害	
に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を	
推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓	
練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握	
や改善を推進する。	
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進	総務課
○災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び	各課
必要な対応について検討し、民間企業、国・県・関係機関、各種団体等と	
協定の締結及び連携の強化を図る。	
村議会における非常参集体制の強化(連絡手段、連絡体制の整備)	議会事務局
○職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度	
当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及	
び休日等における緊急連絡網の確認を行う。	
災害装備資機材の整備の推進	総務課
○災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動	
に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。	

主な施策	担当課
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施	総務課
○引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救	
助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時	
見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。	
災害に強い電力供給体制の強化	総務課
○台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、村等が連携して電	
力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害(停電)を最小限に抑え	
るとともに、できるだけ早期の復旧を目指す。更に、大規模電源からの電	
力供給が途絶した場合でも住民生活への影響を最小限に抑えるため、災害	
に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保を推進	
することにより、電力供給体制の強靱化を図る。	

地域防災力の強化	
主な施策	担当課
様々な事態を想定した図上訓練等の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るた	
め、村が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序	
だって時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実	
施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、そ	
れを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュ	
アルの見直し等に反映する。	
住民参加型の地震防災訓練の実施	総務課
○住民の防災意識の高揚を図るため、県、村、防災関係機関、住民等と連携	
した住民参加型の地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図る。	
現地災害対策本部への職員派遣体制の確立	総務課
○防災体制の見直しに伴い、災害時に現地からの情報連絡を確保するため職	
員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急	
復旧や救援物資の要請・供給等、事務処理できる体制を整備・検証する。	
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する。また、今後は地域防災リーダー等の	
活用方策について検討する。	

主な施策	担当課
自主防災組織の防災資機材の整備促進	総務課
○地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資	
機材等の整備を図るとともに、どの組織を優先するかをよく見極め、実施	
する。	
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する。	
消防防災へリポートの確保・整備の促進	総務課
○大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に	
行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、村におけ	
るヘリポートの確保・整備を図る。	
避難所運営マニュアルによる避難対策の実施	総務課
○適切な避難対策の実施を図るため、避難所運営マニュアルを基に、全ての	福祉健康課
避難所で適切な取組が行われていくよう支援する。	
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施	総務課
○地域の災害対応力の充実のため、引き続き総合防災訓練の場において、避	福祉健康課
難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。	教育委員会
	観光産業課
被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	総務課
○被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」	建設水道課
を検討・作成するとともに、村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の	観光産業課
同行避難に対する考え方を周知する。また、関係団体と相互連携した被災	
動物の救護を行うため、獣医師会等の関係団体と相互連携に関する協定を	
締結する。	
備蓄資機材の確保	総務課
○様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した	
備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引	
き続き備蓄資機材の確保を図る。	
各区の災害対応力の強化支援	総務課
○各区(自主防災会)の災害対応力の強化を図るため、引き続き防災倉庫の	福祉健康課
点検・物品の更新、避難所運営ゲーム等の図上訓練の支援などを行うとと	
もに、これらに加えて各区防災役員の創設、地区防災計画・避難行動要支	
援者の個別計画の策定支援など助言や技術的支援を行う。	
防災士の養成	総務課
○地域における防災力の向上を図るため、防災士養成講座への参加を促進す	
る。	

主な施策	担当課
防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施	総務課
○広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防	
災訓練(上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等)において、自衛	
隊へリ、県警へリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による県	
との合同訓練に参加する。	
広域応援協定の具体的運用体制の整備	総務課
○近隣市町村の相互応援の実効性を高めるため、各市町村等と協定を締結す	
るとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、必要に応じ計	
画の見直しを行う。	

富士山火山防災の推進	
主な施策	担当課
富士山火山広域避難計画の改訂に伴う山中湖村避難計画の改定及び訓練の	総務課
実施(広域的な避難への対応の検討)	
○富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化	
のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、	
令和2年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直	
し及び富士山火山防災対策協議会の広域避難計画の改定に伴い山中湖村	
富士山火山避難計画の改定を行う。更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的	
な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町	
村域を越えた広域避難先のに係る調整のあり方について、引き続き検討を	
行うとともに新たに広域避難先に指定された市町村との間に協定を締結	
する。	
避難支援協定の締結(富士山火山防災)の推進	総務課
○富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定される	
ため、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施、避難行動要支援	
者の避難における人的支援に関する協定を検討する。	

富士山広域避難計画の作成及びオペレーション実行体制の確立	
主な施策	担当課
富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進	総務課
○増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へ	
スピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするため、関係都県をはじ	
め、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避	
難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立を図る。	

消防・救急・救助体制の強化	
主な施策	担当課
消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進	総務課
○地域の消防力の強化のため、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取	
り組む。	
消防団の救助資機材等の整備促進	総務課
○災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装	
備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き村の消防団の	
救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。	

交通規制及び交通安全対策の実施等	
主な施策	担当課
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	総務課
○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のた	
め、県と連携して各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置	
車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図	
る。	
実践的な交通規制訓練等の実施	総務課
○大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、山梨県交通規制計画の適	
切な運用を図る。また、必要に応じ各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、	
緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練に参加するとともに、緊急通	
行車両の確認手続き及び標章交付について研修を受けることで、適切な交	
通規制の実施を図る。	

庁舎等の耐震化	
主な施策	担当課
庁舎等の耐震化の推進	総務課
○引き続き耐震性のない村有建物の耐震改修及び解体等を実施する。今後	
は、村有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。	

#### 2. 住宅·都市

地域防災力の強化	
主な施策	担当課
耐震性貯水槽の整備の促進	総務課
○村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の災害時の有効活用に	
ついて検討を行う。	
公立小中学校における避難所運営体制の整備の推進・促進	教育委員会
○公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所	
となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、関係機	
関と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、大規模災害等を踏まえ	
たマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う。	
村立文化施設等における防災対策の推進	教育委員会
○村立文化施設等(文学の森各施設、情報創造館)の来館者を災害時に安全	
に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施してお	
り、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者	
の安全の確保のため、継続して取組を行う。	

帰宅困難者対策等の推進	
主な施策	担当課
帰宅困難者等の搬送体制の構築	総務課
○帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継	観光産業課
続的な意識共有と連絡体制を確保する。	
帰宅困難者対策の推進	総務課
○帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレスト	
ラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。また、公共機関等	
での一時的な受入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めると	
ともに協定締結も推進する。	

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
自立・分散型エネルギーの推進	総務課
○家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失に	
も有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進する。	
防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	総務課
○地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常	各課
用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給で	
きるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討し	
ていく。	

主な施策	担当課
災害時における電源確保の推進	総務課
○災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとと	各課
もに、集中型電源が喪失した際の復旧までの緊急電源の確保を促進する。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	
流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し	建設水道課
○災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制	
の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を広域で	
連携して実施する。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する。	
災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供確保についての	総務課
協力体制の推進	総合政策課
○災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、山梨県では(一社)プレハ	
ブ建設協会及び (一社) 全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設につ	
いて、また、(公社) 山梨県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協	
会山梨県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急	
仮設住宅の提供に関する協定ついて、それぞれ協定を締結しており、村と	
しても環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災	
害時の相互応援に関する協定、災害時における応急対策業務に関する細目	
協定書((一社)山梨県建設業協会都留支部)及び災害発生時等における	
応急対応業務を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練	
を実施している。引き続き、県と連携しつつマニュアルの改訂や定期的な	
訓練を実施していく。また、村として借上げ型応急仮設住宅の提供につい	
て、関係団体と広域協定の締結を検討する。	
教員住宅の空室の提供マニュアルの整備・運用	教育委員会
○災害時に被災者に対して教員住宅の空室の提供を行うため、引き続き入居	
マニュアルの整備、運用を実施する。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	
公園施設の長寿命化の推進	総合政策課
○公園施設の安全性の確保を図るため、日常点検や定期点検を実施するとと	
もに施設の長寿命化を図る。	
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る。	
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する。	

災害に強いまちづくりの推進	
主な施策	担当課
公園の防災活動拠点機能の強化	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進めていく。	
災害に強い村を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施	総合政策課
○密集地を解消し、災害に強い良好で健全な環境を形成するため、補助事業	
を実施する。	
空き家対策の推進	総合政策課
○倒壊等危険な空き家の解消を推進するため、ワーケーション、サテライト	
オフィスへの利活用を検討する。	

建築物等の耐震対策の推進	
主な施策	担当課
木造住宅等の耐震化の促進	総合政策課
○住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物	
耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問	
を行うとともに、県や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ	
細かな対策を推進する。	
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進	総合政策課
○地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、村が指定する	
ことにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道	
建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、	
技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進していく。	
保育所等の耐震化の促進	福祉健康課
○施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提	
供、助言などを行っていく。	
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被害家屋状況調	総務課
査の実施	総合政策課
○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実	
施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル	
等の研修に参加し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図るととも	
に、協定に基づき被害家屋状況調査の運用及び研修を強化していく。	
公立小中学校、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進	教育委員会
○学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続	
き公立小中学校施設の耐震対策(吊り天井等の非構造部材を含む)の促進	
とともに適切な維持管理を行う。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
買い物弱者対策への支援	福祉健康課
○地域の商店や商店街が行う買い物弱者対策の取組を、関係機関等と連携し	
て支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の	
活性化を図る。	

#### 3. 保健医療・福祉

福祉避難所等の運営体制の充実等	
主な施策	担当課
避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施	福祉健康課
○災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震	
防災訓練などを通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の	
実施等を促す。	
女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進	福祉健康課
○災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運	
営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者	
などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。	
要配慮者支援マニュアル等の運用	福祉健康課
○災害時の要配慮者支援対策推進のため、今後は社会福祉協議会と連携して	
行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。	
要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボ	
ランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉	
協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所	
設置・運営訓練の実施を促進する。	
ボランティアコーディネーター養成等の促進	福祉健康課
○社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質	
向上のため、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等に	
ついて一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボラン	
ティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高	
揚を図る。	
ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	福祉健康課
○災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、山中湖	
村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を	
促進する。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び はなの栄養しておいる。	
村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備	
をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの	
評価(点検作業)を行い、必要に応じて見直しを行う。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進	福祉健康課
○災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを	
行い、関係団体との協力関係の強化を図る。	

社会福祉施設の防災資機材等の整備	
主な施策	担当課
高齢者施設における防災資機材等の整備促進	福祉健康課
○高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況	
を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防	
災資機材等の整備を促進させる。	

五口虚光放《土灰 <u></u> 上烟》《土皮	
要配慮者等の支援体制の充実	
主な施策	担当課
要配慮者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進	福祉健康課
○在宅の要配慮者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める。	
災害時の介護支援者の確保推進	福祉健康課
○災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員研修の実施事業者の	
指定を進める。	
障害者福祉施設間での利用者の受入れ及び職員等の協力体制の構築	福祉健康課
○災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受入れを円滑に行うた	
め、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行	
えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。	
障害者に対する情報支援体制の構築	福祉健康課
○被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派	
遣マニュアルが策定されているが、新たに発達障害者が情報支援の対象と	
して国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにして	
いくか検討する。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	総務課
○平成 29 年度に改正された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内	教育委員会
の要配慮者利用施設を山中湖村地域防災計画に位置付けるとともに、当該	
施設(山中湖中学校、東小学校)の避難確保計画の作成及び避難訓練の実	
施を促進する。	
高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討	福祉健康課
○日頃から施設ごとの受入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受	
入れや在宅要配慮者の避難受入れ体制の整備とその運用を図る。	

災害時医療救護体制の充実	
主な施策	担当課
ドクターヘリの離着陸場の整備	総務課
○ドクターへリの機動力を生かすため、引き続き県と連携を図りながら散水	
不要なランデブーポイントの確保を図る。	

災害時保健医療体制の整備	
主な施策	担当課
診療所における業務継続計画(BCP)の策定・活用の推進	福祉健康課
○災害時の対応能力の強化を図るため、県が主体となって実施する訓練に医	
療機関の参加を促すとともに、セミナーを開催するなどして診療所におけ	
るBCPの整備を支援する。また、BCPを整備した診療所に対しても、	
引き続きBCPに基づいた定期的な研修等の実施や、より実態に即した内	
容への見直しを促す。	
災害時における保健指導マニュアル(保健師活動マニュアル)の作成	福祉健康課
○災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、	
保健所及び村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニ	
ュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることに	
よりマニュアルの評価を行う。	
医薬品等の備蓄・供給体制の整備	福祉健康課
○災害時の医療救護に必要な医薬品等の備蓄品目の見直しや検討を行って	
いくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合	
の対応策を検討する。	
災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保	福祉健康課
○災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び	
村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備	
をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの	
評価(点検作業)を行い、必要に応じて見直しを行う。	
透析患者の支援体制の整備	福祉健康課
○災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き村内在住の	
人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、要配慮者台帳	
の整備、支援計画を作成する。また、今後は、被害状況によって人工透析	
患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等	
と連携して検討する。	

主な施策	担当課
放射線の影響に関する相談体制の整備	福祉健康課
○東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故発生による健康相談に対応	
するため、健康相談マニュアルを作成し、必要に応じてスクリーニング検	
査を実施するなど、相談窓口を開設し体制の強化を図るとともに、浜岡原	
子力発電所の事故による放射線の影響に係る健康相談体制の整備につい	
て、実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
老人クラブの活動への支援	福祉健康課
○老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活	
性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、	
引き続き支援を行う。	

## 4. 産業(産業構造・金融・エネルギー)

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
木質バイオマスの利活用の推進	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進す	
る。	
燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進	総務課
○FCV(燃料電池自動車)は、災害時に電力供給ネットワークが停止した	
際の代替電源として活用が可能であることから、FCV導入に係る国の支	
援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、FCV運行の基盤となる水	
素ステーションの整備の促進、FCVの導入を促進する。また、「やまな	
しエネルギービジョン」に基づき、住民総参加によるスマートな省エネル	
ギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図ることとしており、	
災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であるこ	
とから、電気自動車の普及を促進する。	

中小企業に対する災害時支援制度等の充実等	
主な施策	担当課
災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実	観光産業課
○被災した中小企業を支援するため、災害融資制度について、ホームページ	
等を活用して周知を図るとともに、災害発生時の金融相談体制について、	
対応窓口の増員や職員の専門性の向上を図る。	

防災・災害情報提供体制の整備	
主な施策	担当課
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信し	
ていく。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
村営温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進	観光産業課
○大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがな	
いように、引き続き、村営紅富士の湯及び石割の湯管理事務所内の給配湯	
施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を継続的に行う。	

## 5. 情報通信

防災・災害情報提供体制の整備	
主な施策	担当課
被災者に対する情報提供	総務課
○住民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送(報道)	総合政策課
協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送(報道)の要請を行う。	
また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行	
う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討す	
る体制を確保する。災害に関するホームページなどからの問合わせについ	
ては、迅速な対応に努める。特に災害時においては、即時性を求める投稿	
も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において	
対応を行う体制を確保する。	
災害時広報活動マニュアルの運用	総務課
○住民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを	総合政策課
随時点検し、必要に応じ見直しを行う。	

主な施策	担当課
外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備	総務課
○災害時に外国人旅行者が防災情報を取得できるよう、継続して情報発信し	
ていく。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する。	

庁舎の災害対応力の強化	
主な施策	担当課
各種システムの緊急時運用体制の確立	総合政策課
○電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は	
可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。万一の切断	
等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う。	
被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備	総合政策課
○主要な情報システムについて、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、	
停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンター	
に設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに	
復旧できるようにバックアップデータについてもシステムが設置されて	
いるデータセンターとは別のデータセンターにオンラインで日々保管す	
る。	

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	
○災害時の円滑な交通を確保するため、関係機関の連携による検討・調整等	
を行う体制に速やかに移行できるよう、平時から体制構築に向けた取組を	
推進する。	

被害情報の収集体制の確立	
主な施策	担当課
総合的な防災情報システムの運用	総務課
○迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で	
災害対応状況を共有し、住民に対し速やかに避難情報等を提供するための	
「総合防災情報システム」が平成29年3月に構築されており、その習熟・	
活用を図る。	
被災状況等の効果的情報収集体制の確立	総務課
○被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛	
星携帯電話及び災害時優先電話の配備並びにドローンの導入を図る。ま	
た、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、各合同庁舎に設置した	
高所カメラやテレビ会議システムを活用する。	

通信機能の強化	
主な施策	担当課
公衆無線LAN環境の整備促進	総務課
○災害時等における住民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線L	
AN(山梨県 FreeWi-Fi)の適切な運用を行うとともに、村の防災拠点等	
への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る。	
被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備	総務課
○災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設	
の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。	

### 6. 交通・物流

緊急物資・燃料の確保	
主な施策	担当課
緊急物資の調達等(調達の協定)	総務課
○災害時の物資調達、輸送及び物資拠点の運営の協定については、緊急時に	
おける物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。	
災害時における燃料確保の推進	総務課
○山梨県LPガス協会富士五湖地区と災害時におけるLPガス供給等に関	
する協定を継続するとともに石油等その他の燃料に関する協定について	
検討を行っていく。また、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外	
からの燃料供給が断たれた場合においても、県と連携して救援・救助活動	
等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給	
油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連	
盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。	

主な施策	担当課
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達し、村へ引き渡すための具体的な手続きにつ	
いて、県と連携を取りながら進めていく。	

発災後のインフラ復旧対策の推進	
主な施策	担当課
発災後のインフラ復旧対策の推進	総務課
○大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を	
図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく	
実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	

災害に強いまちづくりの推進	
主な施策	担当課
電線類地中化の推進	総合政策課
○魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障	
害を防止するため、電線類地中化を進める。	

災害時に備えた道路ネットワークの整備推進	
主な施策	担当課
農道の整備	観光産業課
○農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や	
農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路	
の補助的な役割を担っており、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進	
める。	
富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	総合政策課
○避難路となる幹線道路や生活道路等は未整備の箇所も多く、災害時の非常	
事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や	
豪雨・豪雪等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダ	
ンダンシー(交通の多重性)の確保を図っていく。	

主な施策	担当課
大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備	建設水道課
○沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備	
を推進する。	
スマートICの整備促進	総合政策課
○災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートⅠCの	
整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなど	
から、引き続きスマートICの整備を検討する。	
道路・交通網の整備促進	総合政策課
○利便性の高い道路環境は、産業や観光振興に寄与するだけでなく、災害発	
生時の避難路あるいは緊急輸送路となる。国、県に対し、一市二村道並び	
に、山中湖-小山間連絡道路の整備要望を継続し、早期事業化を目指すと	
ともに、東富士五湖道路側道の整備については、関係機関と協力しながら、	
道路整備を図る。	
都市計画道路(街路)の整備	総合政策課
○災害に強い街路網を構築するため、湖畔周遊道を整備し、交通の集中を回	
避する。	
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり	総務課
○富士山火山噴火に伴う降灰は避難行動に重大な影響を及ぼす。山中湖村は	総合政策課
富士山との位置関係及び最多風向並びに火山噴火の歴史から降灰に考慮	
を払う必要があり、特に、安全、円滑な広域避難においては複数の避難路	
の確保が特に重要である。このため、	
①現在整備要望中の一市二村道及び山中湖-小山間連絡道並びに国道 413	
号線のできるだけ長い区間のトンネル化を要望する。	
②避難路の降灰対策(ロードスイーパーなど機材の確保・運用など)に関	
し、県及び富士山火山防災対策協議会に意見・要望するとともに、気象	
台からの情報収集及び関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関して	
意識共有及び連携を図る。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
橋梁等の長寿命化の推進	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。	
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。	

道路除排雪計画の運用等	
主な施策	担当課
山梨県道路除排雪計画の推進	建設水道課
○想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除	
排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、村内道	
路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応	
じて見直しを進める。	
○非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進め	
る。	

## 7. 農林水産

自立・分散型エネルギーシステムの導入等	
主な施策	担当課
木質バイオマスの利活用の推進	建設水道課
○森林資源の有効活用の一環として、本村の森林・林業・木材産業の再生と	観光産業課
エネルギーの地産地消の実現に向けて、木質バイオマスの利用を促進す	
る。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。	

土砂災害対策の推進	
主な施策	担当課
治山事業による土砂災害対策の着実な推進	観光産業課
○国・県に対して、土砂災害危険個所などの整備による治山・治水対策を要	
請する。	

放射性物質等の検査体制の整備	
主な施策	担当課
農産物の放射性物質等検査体制の整備	総務課
○農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、	
大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な	
検査体制の整備を検討する。	
流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備	総務課
○村内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災	
害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討	
する。	

農産物等供給体制の確立	
主な施策	担当課
災害救助用米穀の調達(緊急時の政府備置米の引き渡し要請等)	総務課
○災害救助用米穀を国から調達するための具体的な手続きについて、県と協	
力して進めていく必要がある。	

農業の多面的機能の維持・増進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設	
などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得	
の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動	
を持続し、農地の荒廃防止、村土保全につなげる。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る。	

地域活性化との連携	
主な施策	担当課
6 次産業化支援体制の充実	観光産業課
○農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、6次	
産業化に取り組もうとする農業者等に対して、そのニーズに応じた支援を	
実施し、6次産業化の取組を拡大する。	
新規就農の促進	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、農業次世	
代人材投資資金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図	
り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。	
就農定着支援の充実	観光産業課
○就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農	
給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の	
担い手の確保・育成対策を推進する。	
企業の農業参入の促進	観光産業課
○耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業	
訪問や参入セミナーを実施し、本村の優位性を PR し、企業の農業参入を	
促進する。	

## 8. 国土保全(国土保全・環境・土地利用(国土利用))

原子力災害対策の促進	
主な施策	担当課
原子力災害対策の促進	総務課
○原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣す	
るなど、防災関係機関(職員)の資質の向上等を図る。	

災害廃棄物処理体制の整備	
主な施策	担当課
災害廃棄物の処理体制の整備	建設水道課
○災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、「災害廃棄物	
処理計画」の見直しを図るとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・	
訓練による人材育成を図る。	
災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物対策)	建設水道課
○災害の発生時において、民間企業との協定に基づく取組が円滑に行われる	
よう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。	

災害時応急対策の推進	
主な施策	担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	総務課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、山中	
湖村防災対策協議会及び山梨県建設業協会都留支部との連絡体制等を常	
に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実	
施する。	
災害時における下水道応急復旧体制の強化	建設水道課
○災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立の	
ため、日頃からの被災情報収集や訓練等を実施する。	

農業の多面的機能の維持・増進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設	
などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得	
の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動	
を持続し、農地の荒廃防止、村土保全につなげる。	
荒廃農地解消対策の推進	観光産業課
○農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ	
場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実	
施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図る。	

水防対策の推進	
主な施策	担当課
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る。	
水防訓練の実施	総務課
○洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の	
高揚を図るため、必要により水防訓練を実施する。	
水防用資材の備蓄の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、必要により水防用資材の定期的な更新と	
備蓄を行う。	

インフラ等の長寿命化、耐震化	
主な施策	担当課
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	
下水道施設の耐震化の推進	建設水道課
○下水道施設の耐震化については、未整備の箇所も残っているため、引き続	
き下水道施設の耐震化の促進を図る。	
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	

富士山の噴火予測手法の確立等	
主な施策	担当課
富士山の火山活動と防災対策に関する研究成果の入手・活用	総務課
○山梨県で予定されている以下の取組について村として研究成果を入手し、	
これらを村の避難計画や避難訓練及び住民意識の啓発に活用する。①富士	
山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研	
究(重力観測、地震観測、地下水観測)、噴火災害予測に関する研究(噴火	
シミュレーション)を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携し	
て実施。②火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災	
情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討及び実証試	
験。③この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕	
流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法を確立する。	
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。その	
ため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討や	
ハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキル	
を取得するための防災教育に取り組む。	

富士山火山防災の推進	
主な施策	担当課
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進	総務課
○富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減及び避難時間を最大	
限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード	
対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火	
山防災対策の推進を図るとともに富士山火山噴火対策砂防事業を促進す	
るための期成同盟会と連携し、計画に基づく事業実施、実践的な支援体制	
の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する。	

## 【横断的分野】

1. リスクコミュニケーション

災害時相談支援体制の充実	
主な施策	担当課
被災者の総合相談体制の充実	総務課
○相談の多い公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を定期的に収集し	
相談対応を行い、緊急時における適切な情報提供を図っているが、引き続	
き、総合相談体制の充実を図る。この際、平成 30 年に山梨県弁護士会と	
締結した大規模災害時における法律相談業務に関する協定の活用を図る。	
村及び消費生活協力員による災害時の消費生活相談窓口の強化	観光産業課
○災害に備え、村の消費生活相談窓口が被災等により開設できない場合の相	
談体制を構築し、消費者被害の防止を図る。	
災害時の村税救済措置制度の周知・円滑な対応	税務住民課
○災害時の村税救済措置制度(猶予・減免)の円滑な運用を図るため、引き	
続き平時からホームページ等で周知を行う。	
被災者の生活再建支援の充実	総務課
○県では、国の支援制度が適用とならない自然災害について、適用要件をよ	福祉健康課
り緩和した県独自の支援制度を創設した。引き続き、住民に対して、支援	
制度の周知を図る。	
災害時におけるDV等被害者生活相談の周知	福祉健康課
○災害時におけるDV被害者の相談体制の整備のため、相談窓口を設置し、	
ホームページ等で周知するとともに、避難所においても周知を図る。	
災害時の心のケア研修の実施	福祉健康課
○災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、被災者に対	
する心のケアの手法等について研修を実施するなど、心のケアに関する活	
動を行う体制の整備を進める。	

防災教育等による地域防災力の強化	
主な施策	担当課
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、住民を対象とする火	教育委員会
山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のためのワークショップや	
シンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識	
などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校において火山防災教育を	
推進する。	
効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進	総務課
○これまで、村関係課、防災安全センター等において防災に関する研修会へ	
の参加、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、	
一定の成果を上げている。引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実	
を図るため、情報共有、相互連携等を図る。	
住民の防災意識の啓発・高揚	総務課
○住民の防災意識の一層の向上を図るため、引き続き防災安全センターにお	
ける出張講座に参加するとともにホームページ等を活用した防災情報提	
供等を実施する。	
家庭や事業所等における備蓄充実の促進	総務課
○大規模災害発生時の家庭や事業所等における備蓄(1週間程度の水・食料、	
日用品等)の充実を促進するため、引き続き防災リーフレット、講習会、	
ホームページ等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発	
を行う。	
外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備	総務課
○来日間もなく村内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等	税務住民課
に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアク	
セスできないことが想定されるため、多言語による災害ガイドブックの配	
布やホームページでの公開を毎年度継続して実施する。	
土砂災害防災訓練の実施	総務課
○土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎	
年6月の土砂災害防止月間に合わせて村が行う土砂災害防災訓練におい	
て啓発活動を実施する。	
警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する住民への広報等の実	総務課
施	
○県では、警戒宣言発令時における住民の自動車の不使用・自粛を図るため、	
これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、ホームページ	
に掲載するなど、継続的に広報を実施してきているが、より広く周知を行	
うため、各種機会を捉えて引き続き広報を実施する。	

学校における防災教育等の推進	
主な施策	担当課
砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施	教育委員会
○土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を周知するた	
め、引き続き毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水	
辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせて、小学生等を対象に啓発活	
動を実施する。	
公立小中学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対	教育委員会
策の推進・促進	
○管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会及び避難訓練や災害図上	
訓練等、これらの取組は児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力	
の向上に一定の成果を上げており、引き続き取組を行う。	
公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上	教育委員会
○各学校で行う各種防災関係研修の中で、災害時の児童生徒の心のケアのテ	
ーマ化を促進し、全教職員の対応力向上を図る。	

ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知	
主な施策	担当課
富士山の火山ハザードマップの整備等	総務課
○富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。その	
ため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討や	
ハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキル	
を取得するための防災教育に取り組む。	
液状化の危険度情報の提供	総務課
○住民への液状化に対する意識を啓発するため、液状化の危険度がわかる液	
状化危険度マップをホームページにより周知する。	
「知って備えて命を守る」取組の推進	総務課
○水害から住民の生命を守るため、①住民意識の啓発、②要配慮者の避難支	
援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進す	
る。	
河川情報システムの活用	総務課
○防災のための情報提供手段の確立のため、提供する情報を充実するととも	
に、引き続き山梨県総合河川情報システムの活用を図る。	

主な施策	担当課
土砂災害ハザードマップの周知	総務課
○土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、ハザードマップを用いた、	
地域で行われる避難(防災)訓練等を通じ、住民に土砂災害に係る知識を	
周知するため、村職員向けの講習会(勉強会)を催すなど、定期的に啓発	
活動を実施する。	
土砂災害等情報システムの活用	総務課
○村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、正確でわかりやすい土砂災害	
関連情報の提供を行うため、山梨県土砂災害警戒情報システム等の活用を	
図る。	

## 2. 人材育成

人材育成等による地域防災力の強化	
主な施策	担当課
地域防災力を支える人材の育成	総務課
○自助力の向上を図るための一般住民を対象とした防災講座、講演会等は本	
村の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意	
識啓発につながっており、継続する。また、今後は地域防災リーダー等の	
活用方策について検討する。	
防災士の養成	総務課
○地域における防災力の向上を図るため、防災士養成講座への参加を促進す	
る。	

## 3. 官民連携

災害時相談支援体制の充実	
主な施策	担当課
大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定	総務課
○地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、住民が専門家に法律や税務	
等の相談を行えるよう平成 30 年に山梨県弁護士会と締結した大規模災害	
時における法律相談業務に関する協定を継続するとともに、その他の関係	
団体との協定についても検討し、相談できる体制を確保する。	

NPO等との連携・協働の促進	
主な施策	担当課
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉健康課
○大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボ	
ランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する	
とともに、NPO等との連携のあり方について検討する。	

## 4. 老朽化対策

公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	
主な施策	担当課
公共施設等総合管理計画の策定	総務課
○財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、公	
共施設等の老朽化や人口減少等による公共施設等の利用状況の変化を踏	
まえ、平成 27 年度に策定した「山中湖村公共施設等総合管理計画」に基	
づく施設類型ごとの個別施設計画を策定している。今後も、公共施設等の	
総合的かつ計画的な管理を推進する。	
長期総合計画等の策定	総合政策課
○村の将来像を描き実現することを目的とした第5次山中湖村長期総合計	
画及び第2期山中湖村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと・創生総合戦	
略を継続的に推進するとともにそれぞれ次期計画を整備する。	

上下水道施設の老朽化対策の促進等	
主な施策	担当課
基幹的水道施設の耐震化の促進	建設水道課
○各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図るとともに各水道事	
業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってき	
ている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資	
機材の整備の促進を図る。	
下水道施設の長寿命化の推進	建設水道課
○下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測し	
ながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメ	
ント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。	

道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
生活道路における老朽化対策	建設水道課
○生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策を推進していく。	
橋梁等の長寿命化の推進	建設水道課
○災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化	
修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく。	
○道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き道路構造令に基づ	
き、適切な維持管理を行っていく。	

農業用施設等の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
農地の整備(生産基盤の整備)	観光産業課
○狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設	
などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得	
の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動	
を持続し、農地の荒廃防止、村土保全につなげる。	

公園施設の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
公園施設の長寿命化の推進	総合政策課
○公園施設の安全性の確保を図るため、日常点検や定期点検を実施するとと	
もに施設の長寿命化を図る。	
公園の防災活動拠点機能の強化	総合政策課
○防災活動拠点として指定された公園において、現状の防災活動拠点機能に	
ついて検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、更なる機能強	
化につながる整備について検討を進めていく。	

教員住宅の老朽化対策の推進	
主な施策	担当課
教員住宅の長寿命化の推進	教育委員会
○建物の安全性の確保・向上を図るため、教員住宅の建替えや改善事業など	
を実施する。	

## 5. 研究開発

富士山の噴火予測手法の確立等	
主な施策	担当課
富士山火山防災教育・普及啓発の推進等	総務課
○火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、住民を対象とする火	教育委員会
山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のためのワークショップや	
シンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識	
などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校において火山防災教育を	
推進する。	



# 第5章 計画の推進にあたって

## 1 庁内各課及び関係機関等との連携による施策の推進

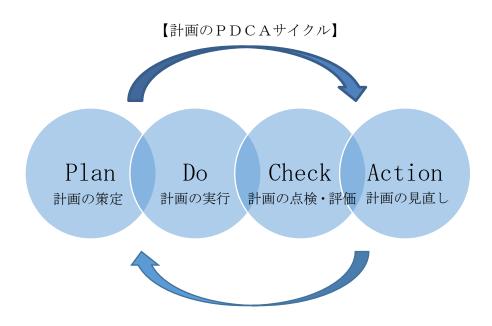
地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりであり、地域計画に含まれる分野は、防災に限らず、行政施策分野、住環境分野、保健医療・福祉分野、産業分野、土地利用・交通分野などの様々な施策分野にわたります。

このため、全ての職員が地域計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、地域強靭化施策に関わる関係各課及び関係機関の役割を明らかにするとともに、緊密な連携に努めながら、計画を推進していくことが重要です。

本村では、庁内各課との防災対策プロジェクトチームを組織するなど連携強化を図るとともに、防災会議構成機関等の関係機関も含めて情報共有を図るなど、連携・協力体制の構築を推進します。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

本計画では、対象期間の5年間の取組に対する各分野の基本目標を設定するとともに施策については重要業績評価指数(KPI)を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてPDCAサイクルを運用します。



## 3 SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた取組

SDGs とは、2001 (平成 13) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年 (平成 28 年) から 2030 年 (令和 12 年) までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の 誰ひとりとして取り残さない(leave no one behind)包摂的な社会づくりを誓っています。

我が国においては、「SDGs 推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策を示しています。更に、SDGs を全国的に推進するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を盛り込み、達成に向けた取組の推進を促しています。

本村においても、誰も取り残されない包摂的な地域づくりを村民、事業所、行政が一丸となって進めていく必要があり、最上位計画である「山中湖村第5次長期総合計画」において防災も含めた、各分野で SDGs との連携が示されていることから、本計画においても SDGs と連携した施策の取組を推進します。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



連携する SDGs	3 fべての人に 健康と福祉を ——///◆	4 質の高い教育を みんなに	<b>5</b> ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 日曜を達成しよう
	目標 3 保健	目標 4 教)	目標 5 ジェンダー	目標 8 経済成長と 雇用	目標 9 インフラ、 産業化、 イノベーシ ョン	目標 11 持続可能な 都市	目標 13 気候変動	目標 17 実施手段

## 資料編

## 用語解説

#### 【あ行】

#### I O T (Internet of Things)

インターネット経由でセンサーと通信機能を持ったモノのこと。人が能動的に働きかけず とも、モノが情報を感知して収集し、データとしてリアルタイムに送ることを可能とする。

#### I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術。これまで使われてきた IT (Information Technology (情報技術)) に Communication (コミュニケーション) を加えたもの。

#### アグリマスター

熟練農業者。農業に携わり、その研究・奨励に熱心な人。

#### SNS (Social Network Service)

人と人との現実の関係を、インターネットを使って補助するコミュニケーション・サービスのこと。

#### 【か行】

#### 減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。

#### 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

#### 【さ行】

#### スクリーニング検査

避難住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し必要な処置を行うためにふるいわけすること。

#### ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

#### 【た行】

#### 耐震基準

一定の強さの地震が起きても倒壊又は損壊しない住宅が建築されるよう、建築基準法が定めている基準のこと。昭和56年に抜本的に改正され、これ以降の基準を「新耐震基準」という。

#### 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、各市町村で作成することが義務付けられている計画。自 治体・防災関係機関・事業所・住民が果たすべき責務と役割及び災害の予防・応急計画・復 旧に関する計画について定めるもの。

#### 【は行】

#### バイオマス

再生可能な生物由来の資源。バイオマスのエネルギー利用は、間伐材の木質ペレット化の ほか、食品廃棄物や家畜排泄(はいせつ)物からメタンを精製する方法などがある。地球温 暖化対策の一つに位置付けられている。

#### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難 経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

#### BCP (Business Continuity Plan)

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機 発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開で きるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

#### 【ら行】

#### 6次産業

農業者等が地域内で生産(1次産業)された新鮮で良質な農林水産物を素材として製品加工(2次産業)することによって付加価値を高め、流通・販売(3次産業)するという事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

#### 【わ行】

#### ワークショップ

ある主題で参加者の主体性を重視して知識を分け合うことを目的とした研究集会。

## 山中湖村国土強靭化地域計画

発行日 令和3年3月

発 行 山中湖村総務課

住 所 〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

連絡先 TEL: 0555-62-1111